

情報財の多元的価値と、創作・利用主体の役割を
考慮した知的財産法体系の再構築

平成 23 年度～平成 27 年度

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

研究成果報告書

平成 28 年 5 月

学校法人名 明 治 大 学

大学名 明 治 大 学

研究組織名 明治大学知的財産法政策研究所

研究代表者 中 山 信 弘

(明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

はしがき

知的財産法の基本的な法目的は、情報財(著作物、特許発明、業務上の信用等)の創作と利用の最大化を図ることにある。しかし、情報財の利用を巡る個別の問題では、上記の法目的とはやや異質な価値、考慮要素(表現の自由、文化・公衆衛生・産業政策、情報通信技術の発展、地域振興等)が関わってくる。これらの多元的な価値については、個別具体的な問題について意識されることはあっても、法の目的・体系全体との関係ははまだ明らかにされていない。

さらに近年情報財の創作環境・流通形態・利用形態が大きく変化しつつある。コミックマーケットやクリエイティブ・コモンズの活動、いわゆる google 訴訟、企業側による環境技術パッケージの提供等はその変化の具体例である。従来の知的財産法は独占権の付与とその制限を主たる内容とし、実際の情報財がどのように創作され独占権がどのように利用されるかについては、集中管理団体を巡る問題等を例外として、十分な検討を行ってこなかった。そこで、情報財の創作と利用の実態とこれに関わる主体を法体系の中でどのように位置づけるかが非常に重要な課題となっている。

本プロジェクトは、これら多元的な価値と創作・利用をめぐるプレイヤーとフィールドの変化を踏まえて、知的財産法体系の再検討を行うことを目的として行われたものである。また同時に、学内外の他分野の研究者・実務家との交流を通じて、本学が今後の知的財産法政策の議論を行う上での基軸となる人的ネットワークの拠点となることを目指して活動を行った。

本プロジェクトによる成果は、7回のシンポジウムの開催や研究論文として公表され、国際的な情報発信の点でも WIPO（世界知的所有権機関）との研究協定の締結などにつながった、また本事業での研究を基礎として二つの科研費による研究プロジェクトが立ち上げられるなど研究基盤の形成の点でも大きな意義を有するものとなった。

また研究の遂行にあたり、地理的表示法の制定（平成 26 年 6 月）、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の知的財産関連規定、著作権と刑事罰をめぐる議論の進展（私的ダウンロードの一部刑罰化(平成 24 年)、ハイスコアガール事件(平成 26 年)、TPP による非親告罪化）などの喫緊の検討課題について、シンポジウムの開催や共同声明の公表などを通じて、積極的な提言や議論の場の形成を行っている。

本報告書は、本プロジェクトの内容とその成果の概要をまとめたものである。本プロジェクトの遂行にあたり多大な協力を頂いた共同研究員一同、研究者・実務家の方々には改めて御礼を申し上げる次第である。

2016 年 5 月 研究代表者 中山信弘

目次

| | | |
|-------|------------------|----|
| I | 研究プロジェクトの概要 | 2 |
| 1. | 目的・意義 | 2 |
| 2. | 研究組織 | 4 |
| (i) | 研究参加者 | 4 |
| (ii) | 研究組織の概要 | 5 |
| 3. | 研究計画 | 6 |
| (i) | 申請当初の計画の概要 | 6 |
| (ii) | 研究開始後の計画の変更点 | 7 |
| 4. | 研究施設・設備など | 9 |
| II | 研究成果の概要 | 9 |
| 1. | 全体の進捗状況 | 9 |
| 2. | 優れた成果が上がった点 | 11 |
| (i) | 特許法 | 11 |
| (ii) | 著作権法 | 13 |
| (iii) | 商標法、意匠法、不競法 | 17 |
| (iv) | パブリシティ権 | 19 |
| (v) | 知的財産法全般 | 20 |
| 3. | 評価体制 | 22 |
| 4. | 研究成果の副次的効果 | 23 |
| 5. | 研究終了後の展望 | 24 |
| III | 研究成果 | 25 |
| 1. | 雑誌論文 | 25 |
| 2. | 図書 | 32 |
| 3. | 学会発表等 | 36 |
| 4. | 本プロジェクトによるシンポジウム | 41 |
| 5. | 研究会の開催 | 49 |
| 6. | シンポジウム・研究会の共催 | 60 |

I 研究プロジェクトの概要

1. 目的・意義

知的財産法の基本的な法目的は、情報財(著作物、特許発明、業務上の信用等)の創作と利

用の最大化を図ることにある。しかし、情報財の利用を巡る個別の問題では、上記の法目的とはやや異なる価値、考慮要素(表現の自由、文化・公衆衛生・産業政策、情報通信技術の発展、地域振興等)が関わってくる。これらの価値については、個別具体的な問題について意識されることはあっても、法の目的・体系全体との関係はいまだ明らかにされていない。

さらに近年情報財の創作環境・流通形態が大きく変化しつつある。コミックマーケットやクリエイティブ・コモンズの活動、いわゆる google 訴訟、企業側による環境技術パッケージの提供等はその変化の具体例である。従来の知的財産法は独占権の付与とその制限を主たる内容とし、実際の情報財がどのように創作され独占権がどのように利用されるかについては、集中管理団体を巡る問題等を例外として十分な検討を行ってこなかった。そこで、情報財の創作と利用の実態とこれに関わる主体を法体系の中でどのように位置づけるか、が非常に重要な課題となっている。

本研究は、情報財の多面的な価値とその創作・利用の実態を知的財産法の中でどのように扱うか、あるいは他の法制や法律外の問題として取引等に委ねるべきか、その理論的基準を明らかにし、もって知的財産法体系の再構築と法体系全体における知的財産権の再定位を試みるものである。

情報財の多面的価値、利用主体の役割等を巡っては、個別具体的な問題につき従来から一定の議論の蓄積がある。これに対し本研究は、各論的な検討を超えた知的財産法体系全体の再構成を行う点に特色がある。本研究により、情報財の多面的価値や創作・利用主体の役割法体系全体の中で保護、規制し調整する基準となる新たな基礎理論が構築される。これまで明治大学知的財産法政策研究所では特許と公共政策等との関係を中心に一定の検討を行っているが、今回の研究では、創作・利用主体の役割の検討の視点を加え、知的財産法全体(商標、パブリシティ等も含む)を対象を広げる。

このような広範囲で多面的な研究は、従来の個人を中心とした研究手法によっては達成不可能である。そこで本研究では、知的財産法・情報法研究者が多数所属する明治大学での日常的な議論を基軸として、バックグラウンド・問題関心の異なる学内外の研究者・実務家、北海道大学情報法政策学研究センター等の研究機関との連携により研究を進める。本研究は、法学における共同研究の在り方を示す点でも意義を有する。

明治大学には、本事業の申請時点において、知的財産法を専門とする専任教員 4 名、専任教員 2 名が所属し、情報法を専門とする専任教員 2 名が所属する。これほどの異なる世代とバックグラウンド(研究者、行政官、弁護士)に属する研究者が集い、日常的に議論をできる環境は他大学には類を見ない。本研究プロジェクトはこの環境を基盤として、多面的な視点から知的財産法を再検討するために内外の研究者・実務家と更なる連携を行い、明治大学を知的財産法研究・政策形成を巡る人的ネットワークの基軸、「議論の場」としての研究拠点を形成することを目標とするものである。

2. 研究組織

(i) 研究参加者

| 研究者名 | 所属・職名 | プロジェクトでの研究課題 | プロジェクトでの役割 |
|-----------|--|---|--|
| 中山信弘 | 明治大学研究・知財戦略機構特任教授 | 著作権を巡る多元的価値・創作利用主体の役割の検討、知的財産法体系の再構築 | 近年の創作利用環境の変化を分析する。また研究全体の総括を行う。 |
| 大野幸夫 | 明治大学法学部教授 | 情報通信技術と知的財産権、派遣労働による創作を巡る問題 | 情報技術の発展と著作権の問題、創作主体としての派遣労働者の問題を検討する。 |
| 夏井高人 | 明治大学法学部教授 | 情報財の定義、情報財の刑事的保護 | 情報財概念の法的構造解析、機能、有用性に関する検討。 |
| 鈴木利廣 | 明治大学法科大学院法務研究科教授 | 医事法と知的財産法 | 医事法学の視点から、知的財産法を評価する。 |
| 熊谷健一 | 明治大学法科大学院法務研究科教授 | 特許発明、科学技術を巡る創作利用主体の役割と特許法の機能の検討 | 発明その他の技術を巡る各主体と特許法の役割について検討する。 商標分野サブリーダー |
| 高倉成男 | 明治大学法科大学院法務研究科教授 | 公共政策と知的財産権、知的財産法制の国際的側面の検討 | 公衆衛生、環境政策等の公共政策との関係につき検討する。 特許分野サブリーダー |
| 石井美緒 | 明治大学法学部兼任講師(平成 25 年 3 月 31 日までは同特任准教授)・弁護士 | 知的財産をめぐる契約の拘束力—知的財産法・民法・独占禁止法等との関係 | 創作・利用主体間の契約を巡る問題について検討を行う。 |
| 今村哲也 | 明治大学情報コミュニケーション学部 准教授 | 著作権・商標を巡る多元的価値(表現の自由、原産地表示等) | 著作権、商標の領域を中心とした多元的価値の問題を分析する。 |
| 金子敏哉 | 明治大学法学部准教授(平成 26 年 9 月 30 日までは同専任講師) | 創作利用の法的スキーム、商標・パブリシティ権等の検討、著作権侵害罪に関する検討 | 創作・利用のためのスキーム、刑事的保護とともに、商標・パブリシティ権等の観点から法体系全体について検討する。 プロジェクトマネージャー。著作権分野サブリーダー |
| (共同研究機関等) | | | |
| 棚橋祐治 | 金沢工業大学大学院工学研究科知的 | 産業政策と知的財産権 | 産業政策の視点から知的財産法を再評価する。 |

| | | | |
|-------|--|--------------------|---|
| | 創造システム専攻教授 | | |
| 田村善之 | 北海道大学大学院法学研究科教授 | 法・政策形成主体の役割と知的財産制度 | 知的財産法と関連する諸政策につき、政策形成過程に着目し検討する。 |
| 野口祐子 | 弁護士・国立情報学研究所客員准教授 | クリエイティブ・コモンズと著作権制度 | クリエイティブ・コモンズの活動等から著作権制度を検討する。 |
| 大久保直樹 | 学習院大学法学部教授 | 競争法と知的財産権 | 競争法・政策と知的財産法及び関連する諸政策を検討する。 |
| 田上麻衣子 | 東海大学法学部准教授 | 生物多様性、伝統的知識と知的財産権 | 生物多様性・伝統的知識等を巡る国際的な動向から知的財産制度を検討する。 |
| 小島立 | 九州大学法学部准教授 | 文化政策と知的財産法 | 国家の文化政策達成手段の1つとして知的財産法が有する特色とその機能を明らかにする。 |
| 久慈直登 | 日本知的財産協会専務理事(平成25年3月31日までは本田技研工業株式会社知的財産部参与) | 日本企業の国際知的財産政策分析 | 企業の視点から知的財産法制度に対する評価を行う。 |

(ii) 研究組織の概要

本研究プロジェクトは、明治大学知的財産法政策研究所(代表者中山信弘)を中核として遂行された。

明治大学知的財産法政策研究所は、平成21年に本学に設置され、23年度から27年度まで明治大学の「研究クラスター」として活動した研究組織である。研究組織のメンバーには、明治大学知的財産法政策研究所のメンバーである知的財産法分野の研究者6名(中山、熊谷、高倉、石井、今村、金子)と情報法研究者2名(大野、夏井)のほか、学内外の他の分野の研究者6名(鈴木、棚橋、田村、大久保、田上、小島)と実務家2名(野口、久慈)、計16名が含まれている。各メンバーの主な役割分担は以下の通りである。

| 明治大学内の知的財産法・情報法の研究者 (明治大学知的財産法政策研究所のメンバー) | | 学外・他分野の研究者・実務家 | |
|--|--------------------------|----------------|------------------|
| 中山信弘 | 統括、知的財産法体系の再構築 | 鈴木利廣 | 医事法からの研究 |
| 大野幸夫 | 情報通信技術と著作権 | 棚橋祐治 | 産業政策からの研究 |
| 夏井高人 | 情報財の定義・刑事的保護 | 田村善之 | 法・政策形成主体の役割と知財制度 |
| 熊谷健一 | 各主体と特許法の役割 商標分野サブリーダー | 野口祐子 | CCと著作権制度 |

| | | | |
|------|--|-------|------------------|
| 高倉成男 | 特許・商標制度と公共政策 特許分野サブリーダー | 大久保直樹 | 競争法からの研究 |
| 石井美緒 | 知的財産を巡る契約 | 田上麻衣子 | 生物多様性・伝統的知識と知的財産 |
| 今村哲也 | 著作権・商標と多元的価値 | 小島立 | 文化政策と著作権 |
| 金子敏哉 | 周辺領域、情報財の刑事的保護 著作権分野サブリーダー・プロ ジェクトマネージャー | 久慈直登 | 企業の視点からの研究 |

研究者間の意見交換・意思疎通等については、明治大学知的財産法政策研究所において、定期的（隔週の金曜日 11 時 30 分から 13 時。平成 27 年 4 月以降は水曜日に変更）に研究打ち合わせ・意見交換を行う会合を開催し、研究代表者、研究分担者、研究推進員の間での研究内容の共有、近時の問題に関する意見交換を行っている。また遠方の研究分担者との関係についても、小島立（九州大）が明治大学の研究会に頻繁に出席し、金子敏哉（明治大学）が北海道大学の知的財産法研究会にたびたび出席して田村善之（北海道大）との研究打ち合わせを行うなど、密接な連携を維持している。

共同研究機関との連携については、田村善之の所属する北海道大学情報政策学研究センターとの連携によるシンポジウムの共催・後援（特に、日中韓の国際シンポジウムへの参加）のほか、棚橋祐治の所属する金沢工業大学との連携の一環として同大学の杉光一成教授と「デザイン法研究会」を共催するなどの連携活動を行っている。

研究支援体制として、以下のとおり、研究推進員・研究支援者等を雇用している。

平成 23 年度：研究推進員 2 名、研究支援者 1 名、ポストドクター 1 名、日本学術振興会特別研究員 1 名

平成 24 年度：研究推進員 3 名、研究支援者 1 名、ポストドクター 2 名

平成 25・26 年度：研究推進員 2 名、研究支援者 1 名

平成 27 年度：研究支援者 1 名

また明治大学知的財産法政策研究所は、活動内容・研究成果の公開のため、専用ホームページを開設し、活用している。 <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/>

3. 研究計画

(i) 申請当初の計画の概要

申請当初の研究計画は以下の具体的な内容について、下記のスケジュールでの研究を予定していた。

[研究内容]

(1) 情報財の多元的な価値の考慮

文化政策、表現の自由、プライバシー、消費者保護、競争政策や産業政策・地域振興等、知的財産法の目的と共存・抵触する様々な価値・政策に関する議論を、知的財産法以外の分野も対象として横断的に収集・整理する。

現行の知的財産法体系が、法目的や政策、情報財の多元的な価値をどのように扱っているのかを明らかにし、その体系がいかに構築されてきたのかを歴史研究等により明らかに

する。

伝統的知識、遺伝資源の保護や原産地表示、パブリシティ、データベースの保護等、従来の知的財産法学において周縁的とされた問題の検討により、知的財産法という体系的な考え方の有り様を見直す。

(2) 創作・利用主体の役割の検討

情報財の創作・利用に関わる主体(商業的作家、研究者、同人活動、動画投稿サイト、集中管理団体、クリエイティブ・コモンズ、投資家、大学、国際機関、政府等)の実態を把握する。

上記の主体による、現行法の評価や多元的価値に関する主張について意見交換等により情報を収集する。

現在の知的財産制度が創作・利用環境に対して与えている影響を分析する。

(3) 知的財産法体系の再構築

(1)(2)の検討成果を統合し、情報財の多元的価値と、創作・利用の主体の役割を知的財産法及び法体系全体の中で保護し調整する基準となる新たな基礎理論を構築する。

上記基礎理論の応用として、日本版フェアユース等の問題について具体的な解釈論・立法論を提示する。

[各年度の主要な研究対象]

平成 23 年度：著作権・特許権に関する多元的価値を巡る問題・議論状況の把握を中心に行う。

平成 24 年度：現行体系の形成過程の歴史研究、創作・利用の実態と各主体の役割の検討を中心に行う。

平成 25 年度：各主体による現行法・多元的価値に関する評価の収集、創作・利用環境に対する現行法の影響の分析を行う。以上の検討をふまえ、著作権法を巡る国内シンポジウムを開催する。検討対象を商標法に拡張する

平成 26 年度：商標・デザイン・パブリシティ権等の周辺領域を巡る検討にも拡張する。著作物・特許発明を巡る検討成果をふまえ、著作権法・特許法の目的と体系を見直す作業を行う。

平成 27 年度：これまでの成果を統合し、多元的価値と創作・利用主体の役割に関する基礎理論を構築し、個別の解釈論・立法論での議論を展開する。その成果を国際シンポジウム等で公表する。

(ii) 研究開始後の計画の変更点

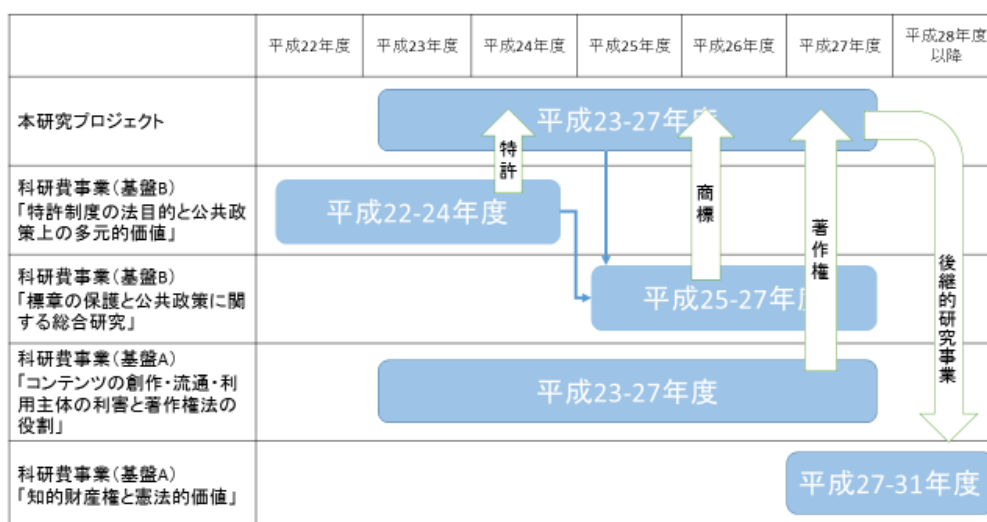
研究開始後、科研費による他の研究事業との連携が進展したことや、国内外での検討状況が変化したことなどを考慮し、研究計画の一部を変更した。変更点とその理由は、以下のとおりである。

① 第1の変更点：商標・デザイン・パブリシティ権等の周辺領域の研究の前倒し

当初の計画では、前半期には、主に特許権・著作権に係る多元的価値、創作・利用主体の利害に関する研究に重点をおくことを予定していたが、以下の(ア)(イ)の理由から、当初後半期に行うことを予定していた商標・デザイン・パブリシティ権に係る研究を前倒しして行うこととした。このうち、商標に係る研究に関しては、平成24年度までの本研究プロジェクトの成果をふまえて、平成25-27年度の科研費(基盤B)による研究事業「標章の保護と公共政策に関する総合研究」(代表：熊谷健一)として研究をスタートさせ、現在研究を実行中である。

(ア) 特許・著作権に係る科研費による研究事業との連携の進展

特許と多元的価値に関する研究については、高倉成男を代表者とする科研費(基盤B)による研究事業「特許制度の法目的と公共政策上の多元的価値」(平成22-24年度)による研究の進展があり、また著作権に関する創作・利用主体の利害については、中山信弘を代表者とする科研費(基盤A)による研究事業「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」(平成23-27年度)が採択されたことにより、これら科研費による研究事業の成果と連携をして本研究プロジェクトを進めることが可能となった(本研究プロジェクトと科研費による各種研究事業との関係は、図表1参照)。



図表1: 本研究プロジェクトと科研費による各種研究事業との関係

(イ) 商標・デザイン・パブリシティ権に係る国内外での検討状況の変化

他方、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)や欧州とのEPA(経済連携協定)の交渉を背景として地理的表示の保護制度と商標制度との関係の研究が求められるようになったことに加えて、新しいタイプの商標の導入、商標とパロディに関する訴訟、意匠法による画像デザインの保護、パブリシティ権に関するピンク・レディー事件最高裁判決(平成24年2月)の登場など、商標・デザイン・パブリシティ権等に関して早急に取り組むべき様々な研究課題が生じたため、これらの検討を前倒した。

② 第2の変更点：情報財の刑事的保護の重点的な研究

ファイル共有ソフトの提供者の刑事責任が問題となったWinny事件最高裁判決(平成23年12月)、平成24年著作権法改正による私的ダウンロードの一部刑事罰化、TPP交渉を背景とする著作権侵害の非親告罪等の議論動向に鑑み、表現の自由やプライバシー等の価値

との関係、技術開発への萎縮効果などの問題から、喫緊の課題として、著作権等の情報財の刑事的保護に関する研究を重点的に行うこととした。

4. 研究施設・設備など

研究施設については、明治大学グローバルフロント 8 階の 408E 室（面積は 50 m²程。研究開始当初はアカデミーコモン 7 階の研究室を利用。平成 25 年 3 月に現在の研究室に移転。）を研究代表者の中山信弘の研究室として使用するとともに、明治大学知的財産法政策研究所の研究拠点として、定期的な研究打ち合わせ（前述のように隔週 1 回）、少人数での研究会、官庁関係者等との意見交換の場等として活用している。

この施設には、知的財産法関連の雑誌、図書資料、打ち合わせ用テーブル(10 人用)、研究代表者・研究支援者（1 名、平日の日中は常駐）用の机、研究推進員の作業及び打ち合わせ用の小机が設置されており、研究分担者や研究推進員・支援者等の研究スペースとしても活用されている。

II 研究成果の概要

1. 全体の進捗状況

上述の 5 か年計画（変更後の研究計画）に基づいて、順調に研究が進められた。

研究内容の面では、後述のように、各法分野での個別の成果をもとに、平成 26・27 年度は全体の成果に統合する作業が進められ、知的財産法体系の全体のあり方として、特に多元的な価値・主体を巡る議論を、①知的財産権と憲法的価値の関係、②民事・刑事・行政の円フォースメントのあり方の二点に重点を置いて理論的な検討を行っている。

また人的な交流の拠点の形成や社会に対する情報発信の側面では、本研究プロジェクトに関係するシンポジウム・研究会には、本プロジェクト外部の研究者・実務家を多数招聘し（シンポジウムの登壇者（単なる聴講者は含まない）や研究会の報告者・参加者は、重複を除いて計 112 名）、明治大学知的財産法政策研究所を研究の拠点とし、人的ネットワークの基軸として形成するという目的はおおむね達成されている。これらの具体的成果を要約すると、以下のとおりである。

第 1 に、特許法・著作権法・不正競争防止法改正等の改正や、裁判例や知的財産に関する社会問題を契機として、大規模な公開シンポジウムを開催した（図表 2 参照）。

| 図表 2：本プロジェクトによるシンポジウム* | 参加者（申込ベース） |
|--------------------------------------|------------|
| ①TPPと知的財産権侵害における損害賠償制度（平成 27 年 12 月） | 約 200 名 |
| ②著作権集中管理団体と競争法のあり方（平成 27 年 8 月） | 約 200 名 |
| ③著作権・表現の自由・刑事罰（平成 27 年 3 月） | 約 400 名 |
| ④営業秘密保護のこれまでとこれから（平成 27 年 1 月） | 約 270 名 |
| ⑤平成 24 年著作権法改正の評価と課題（平成 24 年 8 月） | 約 500 名 |
| ⑥パブリシティ権を巡る諸問題（平成 24 年 6 月） | 約 260 名 |
| ⑦改正特許法の評価と課題（平成 23 年 8 月） | 約 670 名 |

各シンポジウムの詳細については後述する。

これらシンポジウムは、実務上・理論上も大きな意義を有し、法改正やその後の運用等にも影響を及ぼすとともに、本事業による研究成果の発表とパネルディスカッションでの議論や質疑応答による第三者評価の機会となった。また法曹実務家、企業の担当者、学生、インターネットのユーザー等が多数参加し、社会に対する情報発信・議論の場の形成との点でも大きな意義を有するものとなった。これらの議事録・資料は明治大学知的財産法政策研究所のホームページを通じて公開されている。

また、下記の日中韓の知的財産に関するシンポジウムへの参加や後援を通じて東アジアの研究者との連携も深めてきたことも特筆される。

- ・ (社)韓中知的財産権学会国際セミナー「日中韓における知的財産法制の展開動向と著作権問題の点検」(平成 23 年 11 月)(大韓民国文化体育観光部・韓国著作権委員会主催。本事業により後援)
田村善之が「知財立国の動向とその将来像」、金子敏哉が「知的財産権の準共有—特許権を中心に—」、小島立が「著作権の保護期間—文化政策の観点から」についてそれぞれ報告をした。
- ・ 「東アジア知的財産権フォーラム」(平成 25 年 4 月、人民大学主催)
田村善之が、日本の知財立国の動向とその将来像、金子敏哉が「日本におけるパロディと同人誌を巡る問題状況」について報告した。
- ・ 「CJK Seminar on Judicial Reform and Judicial Protection of Intellectual Property」(北京理工大学主催)
田村善之が「Recent Developments and Issues regarding the IP High Court in Japan」、金子敏哉が「Amendment to the Japanese Copyright Act on E-books Publishing」について報告をした。

第2に、本研究プロジェクト参加メンバーを中心とする各種研究会を、他の科研費によるプロジェクトとも連携しながら定期的開催している(図表3)。このうち、「知的財産と公共政策」研究会では、知的財産法制と他の公共政策上の課題(例えば、公衆衛生、消費者保護等)についての専門家による報告をベースにして、産業界・NPOの参加者もまじえ、分野横断的な議論を継続的に行っている。また「憲法と知的財産権に関する研究会」では、国内外の専門家を招へいして、特許制度に関わる各主体の役割や、著作権に関する多元的価値(表現の自由、文化政策)についての検討を行っている。これに関連して、科研費による事業としての他の研究会とも連携している。これらの検討が、各種シンポジウムの開催等の研究成果や、知的財産権と憲法的価値についての共同研究の基礎となった。

| 研究会の名称 | 主な研究テーマ | 備考 |
|---------------------------------|---|--------------------|
| 「憲法と知的財産権に関する研究会」 | 特許制度に関わる各主体の役割や、著作権に関する多元的価値(表現の自由、文化政策)についての検討 | |
| 「知的財産と公共政策」研究会 | 特許・商標と公共政策(公衆衛生・環境・消費者保護等) | 科研費(特許) 科研費(商標) |
| 「コンテンツと著作権法研究会」 | 電子出版や同人活動等の領域を中心に、創作・流通・利用に関わる各主体のもつ多様な利害に着目し、現代的な環境下で、各主体の利益の実現や調整に果たすべき著作権法の役割を明確にする。 | 科研費(著作権) |
| 「デザイン法研究会」 (金沢工業大学の杉光教授との共催) | デザインに関わる法領域についての体系的な見直し | |

図表3 本研究プロジェクトに関する主な常設の研究会

第3に、本事業による表現の自由との関係・情報財の刑事的保護を巡る検討を基礎として、平成24年12月に、本研究プロジェクトに参加する研究者を中心として、マンガ内でのキャラクターの利用が著作権侵害に当たるとして強制捜査が行われた事件（ハイスコアガール事件）に関し、表現の自由や著作権法の目的である文化の発展の観点から、著作権侵害の成否が明らかでない事案について強制的な刑事手続が進められることに反対する」とする声明をとりまとめ、発表した。声明文は以下のURLからアクセス可能である：

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20141222seimei.pdf>

なお、本研究参加メンバーによる研究の成果については、後述の論文・図書を通じて発表されているほか、各種の研究会において発表され、社会に還元されている。

2. 優れた成果が上がった点

優れた成果があがったと考える点を各法領域についてあげれば以下のとおりである。

(i) 特許法

平成23年改正の評価、知的財産と公共政策に関する研究会の開催、職務発明等の検討、知財紛争処理システムの見直し議論への貢献

- 平成23年6月の特許法改正をふまえ、その評価(特に通常実施権の当然対抗制度や、冒認出願時の真の発明者の取戻請求権の導入等が、創作・利用主体の行動に与える影響)と今後生ずる諸論点についての検討を行った。その検討の一環として平成23年8月3日に公開シンポジウム⑦「改正特許法の評価と課題 -実務・理論の両面から」を開催した。

シンポジウム⑦「改正特許法の評価と課題 -実務・理論の両面から」

〔開催日時〕 2011年8月3日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第一部 「改正特許法の解説」 広実郁郎 (前特許庁総務部総務課長)

第二部 パネルディスカッション 「実務的・理論的視点からの検討」

パネラー：

田村善之 (北海道大学大学院法学研究科教授)

「特許法におけるミクロ的正義とマクロ的正義」

片山英二 (阿部・井窪・片山法律事務所弁護士)

「残された問題点から」

飯村敏明 (知的財産高等裁判所総括判事)

「侵害訴訟の確定判決と無効審決等確定による再審を巡る諸問題」

司会：高倉成男 (明治大学法科大学院教授)

総合司会：熊谷健一（明治大学法科大学院教授）

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において、開会の辞、第2部の個別報告とパネルディスカッションの議事録全文を公表している。

〔参加申込者〕 674名

〔概要〕

平成23年6月の特許法の改正について、公開シンポジウムを行った。第一部では、改正に携わった広実郁郎・前特許庁総務部総務課により、改正の経緯と概要について説明がされ、第二部では、高倉成男教授の司会のもと、飯村敏明・知的財産高等裁判所判事、片山英二・弁護士、田村善之教授をパネリストとして「実務的・理論的視点からの検討」との表題のもと、パネルディスカッションを行った。

- ・ 特許制度をめぐる状況の変化と公共政策との関係、法改正の内容と法体系に与える影響をふまえ、大系的な整理を行う、特許法の概説書の改訂を行った¹。
- ・ 高倉成男を代表者とする科研費（基盤B）による研究事業「特許制度の法目的と公共政策上の多面的価値」（平成22-24年度）による研究成果をふまえ、同事業による特許と公共政策研究会を、平成25年4月に知的財産と公共政策に関する研究会へと改組し、特許対象性（遺伝子などが特許保護の対象となるかなど）等の問題やTPP・EPA交渉、標準化等国際的なルール形成のフォーラムとプレイヤーの多様化の状況について検討を進めてきた²（）。同研究会は、研究者のみならず、特許庁等の官庁・産業界からも多くのメンバーが継続的に出席し、政策的な議論の場としても重要な役割を果たしてきた。またこの研究会には、法科大学院を修了したばかりの若手の法曹専門家も参加しており、知財法曹人材の育成の場としても機能している。
- ・ 特許制度に関わる各主体の役割のうち、特に職務発明についての検討を進め、中山・金子が平成25年11月に大阪で講演を行った（中山信弘「職務発明について」、金子敏哉「職務発明に係る相当の対価と冒認出願による特許権侵害の損害額」）。

¹ 中山信弘(2016)『特許法(第3版)』弘文堂 総頁数612頁。

² その成果として高倉成男(2015)「知的財産を巡る国際交渉の変遷と今後の研究課題」特許研究59号 2-5頁 査読無、高倉成男(2013)「特許制度と生命倫理」日本工業所有権法学会年報(有斐閣)第36号185-207頁 査読無、高倉成男(2013)「特許制度と非経済的公益に関する国際的諸問題」竹田稔先生傘寿記念『知財立国への道』(発明推進協会)235-254頁、高倉成男(2015)「知的財産推進計画の成果と課題—特許制度を中心として」中山信弘先生古稀記念論文集『はばたき—21世紀の知的財産法』弘文堂17-35頁がある。

- 平成26年2月28日に、TRIPs協定の柔軟な解釈を目指す”Patent Declaration Project”についての研究会を開催し、マックスプランクイノベーション・競争法研究所の Reto Hilty 教授, Matthias Lamping 研究員による報告の後、30名を超える研究者、実務家(特許庁, 内閣府, 最高裁)が参加しての活発な議論が行われた。
- 特許制度をイノベーションに資する法システムとして機能せしめるためには特許権の安定性を図ることが必要であるとの提言を含む一般財団法人知的財産研究所の研究会(委員長高倉成男)の報告書(平成26年3月)が1つの契機になって、内閣の知的財産戦略本部は、平成27年4月に「知的財産紛争処理タスクフォース」を立ち上げ、高倉成男は、そのメンバーとして知的財産訴訟解決システムの見直しに関する検討作業に参加した。

(ii) 著作権法

侵害主体論、平成24年改正の内容・プロセスの評価、憲法と知的財産権に関する研究会、著作権侵害と刑事罰についての研究

- 著作権法上の侵害行為の主体をめぐって平成23年に下された二つの最高裁判決について、その評価と射程につき検討を行った³。
- 平成24年6月の著作権法改正は、権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェア・ユース)の導入をめぐる議論から法改正での限定的な条項への変遷、国会修正に基づく私的使用目的でのダウンロードに関する刑事罰の導入など、改正内容と改正プロセスの両面において重要な事項を含むものであり、その検討のため、平成24年8月4日に公開シンポジウム⑤「平成24年著作権法改正の評価と課題」を開催するとともに、法改正の内容と著作権を巡る創作・利用環境の変化を踏まえて研究代表者の概説書の大幅な改訂を行った⁴。

シンポジウム⑤「平成24年著作権法改正の評価と課題」

〔開催日時〕 2012年8月4日

〔プログラム〕

問題提起 中山信弘(明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第1部 基調講演

「改正著作権法の解説」

永山裕二(前文化庁長官官房著作権課長)

「改正著作権法で見えてきたもの」

福井健策(弁護士・日本大学芸術学部客員教授)

³ 今村哲也(2011)「動画投稿・共有サービスの提供者に関する著作権侵害行為の侵害主体性(知財高判平22・9・8)」速報判例解説9巻261-264頁 査読無、今村哲也(2011)「放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器を用いたサービスの適法性が争われた事例(最三小判平23・1・18)」速報判例解説9巻273-276頁 査読無、金子敏哉(2011)「テレビ番組の録画・転送に係るサービスと複製の主体(ロクラクII上告審)」速報判例解説9巻285-288頁 査読無

⁴ 中山信弘(2014)『著作権法(第2版)』有斐閣 総頁数720頁

第2部 パネルディスカッション

「平成24年著作権法改正の評価と課題」

(パネラー)

上野達弘 (立教大学法学部国際ビジネス法学科教授)

奥邨弘司 (神奈川大学経営学部国際経営学科准教授)

永山裕二 (前文化庁長官官房著作権課長)

福井健策 (弁護士・日本大学芸術学部客員教授)

(司会) 金子敏哉 (明治大学法学部専任講師)

[ホームページ上での公開]

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において、開会の辞、第一部基調講演の資料及び議事録、第2部パネルディスカッションの議事録全文を公表している。

[参加申込者] 509名

[概要]

第180回国会に内閣より提出された「著作権法の一部を改正する法律案」は、衆議院文部科学委員会で提出された修正案と合わせて可決・成立し、平成24年6月27日法律第43号として公布された。この改正法の内容とともに、権利制限の一般条項を巡る議論から平成24年改正法の内容に至る経緯、国会における修正等、改正に至るプロセスもまた大きな注目を集めている。これらの点につき、著作権法の改正に携わった文化庁の担当者による改正法の経緯と概要についての解説、および、本改正の内容及びプロセスの評価と今後の課題について、弁護士・研究者による討論が行われた。

- ・ 著作権に関する多元的価値についての研究を進め、文化政策との関係につき論考をまとめた⁵。さらに、表現の自由と知的財産制度の関係を巡る議論の場として、平成24年に憲法と知的財産権に関する研究会(* <14 その他の研究成果等>)を立ち上げ、木下昌彦(神戸大学准教授)、比良友佳理(北海道大学助教)、Diane Zimmerman(ニューヨーク大学教授)、Neil Netanel(カリフォルニア大学ロサンゼルス校教授)を招聘し研究会を開催した。これらに続く成果については後掲の「知的財産法全体」を参照。
- ・ 著作権侵害罪にかかる刑事罰の現状と課題について平成24年10月の第37回法とコンピュータ学会において金子敏哉が学会報告(「知的財産法における刑事罰の現状と課題—著作権侵害罪を中心に—」)を行い、統計データに基づく著作権侵害罪の運用の現状を明らかにし、処罰範囲の適切な限定のための問題提起を行った⁶。
- ・
- ・ 著作権と表現の自由、刑事罰を巡る問題について、科研費基盤研究(A)「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」(研究代表者:中山信弘)との共催により、平成27年3月24日にシンポジウム③「著作権・表現の自由・刑事罰」を開催した。

シンポジウム③ 「著作権・表現の自由・刑事罰」

[開催日時] 2015年3月24日

⁵ 小島立(2011)「現代アートと法についての基礎的考察」『民事判例Ⅲ 2011年前期』(日本評論社)113-120頁 査読無 小島立(2011)「現代アートと法—知的財産法及び文化政策の観点から」知的財産法政策学研究36号1-56頁 査読無

⁶ 金子敏哉(2013)「著作権侵害と刑事罰:現状と課題」法とコンピュータ31号99-114頁 査読無

[プログラム]

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第一部 他人の作品の利用による創作と著作権・表現の自由

基調講演

木下昌彦 (神戸大学大学院法学研究科准教授)、前田健 (神戸大学大学院法学研究科准教授) 「著作権法の憲法適合的解釈に向けて -ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服-

パネルディスカッション

上野達弘 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

木下昌彦 (神戸大学大学院法学研究科准教授)

福井健策 (弁護士・日本大学芸術学部客員教授)

前田健 (神戸大学大学院法学研究科准教授)

司会: 金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

第二部 著作権と刑事罰

基調講演

桑野雄一郎 (弁護士・島根大学大学院法務研究科教授)

「著作権法違反事件に関する実体法・手続法上の問題点」

今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

「著作権侵害への刑事罰の適用に関する諸外国の状況」

金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

「著作権侵害への刑事罰の適用のあり方 -民事と刑事の役割分担に向けて-

パネルディスカッション、質疑応答

伊藤真 (弁護士)

今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

内田幸隆 (明治大学法学部准教授)

黒澤睦 (明治大学法学部准教授)

木下昌彦 (神戸大学大学院法学研究科准教授)

前田健 (神戸大学法学研究科准教授)

司会: 金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

[ホームページ上での公開]

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において議事録を公表している。

[参加申込者] 約 400 名

[概要]

本シンポジウムでは、ハイスコアガール事件 (連載漫画でのゲームのキャラクターの利用が著作権侵害に当たるとして、著作権による刑事告訴、出版社・マンガ家への家宅捜索が行われ、他方、出版社からは債務不存在確認訴訟が提起された事案) を背景として、第一部では、著作権法と表現の自由との関係、第二部では、著作権と刑事罰の関係を中心に議論が行われた。本シンポジウムは、本事業による著作権と表現の自由、著作権と刑事手続を巡る一連の研究の成果であるとともに、二次創作・同人創作活動との関係 (TPP による非親告罪化) では科研費基盤研究 (A) 「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」 (研究代表者: 中山信弘) の研究成果でもあるため、両プロジェクトの共催として実施をしている。

第一部では、木下昌彦氏 (神戸大学准教授) と前田健 (神戸大学准教授) による共同報告において、著作権法と表現の自由の関係、憲法適合的解釈の観点からみた引用要件の再構成の報告がされた。続くパネルディスカッションでは、木下氏、前田氏に、上野達弘氏 (早稲田大学教授) と福井健策氏 (弁護士) が加わり、著作者の権利の憲法的位置づけや、

引用の具体的な解釈、TPP交渉と非親告罪化の関係について、議論が行われた。

第二部の基調講演では、桑野雄一郎氏（弁護士）から、著作権と刑事罰・刑事手続を巡る実務上の諸問題について、研究分担者の今村哲也（明治大学准教授）より著作権と刑事罰を巡る国際条約・海外の運用状況について、研究分担者の金子敏哉（明治大学准教授）より民事と刑事の役割分担の観点から見た解釈論・立法論上の提言についての報告がそれぞれなされた。その後のパネルディスカッションでは、著作権実務の観点から伊藤真氏（弁護士）、刑法学を専門とする内田幸隆氏（明治大学准教授）、刑事訴訟法を専門とする黒澤睦氏（明治大学准教授）が登壇し、著作権と刑事責任を巡る実体法・手続法上の諸問題について、第一部の議論内容と合わせて活発な議論がされた。

著作権と表現の自由、刑事罰を巡る問題について、著作権法研究者、実務家と憲法学者、刑事法学者が議論をする研究会・シンポジウムは従前にはないものであり、本シンポジウムでの議論は社会に対する情報発信という点のみならず、今後の議論に対する問題提起として大きな意義を有するものである。

- ・ 著作権制度と競争法の関係について、研究分担者の大久保直樹を中心に検討を進め、その成果として、平成27年8月19日にシンポジウム②「著作権集中管理団体と競争法のあり方」を開催し、知的財産法と独占禁止法の関係、集中管理団体の役割と仲介事業法制定の意義等について議論を行った。

シンポジウム②著作権集中管理団体と競争法のあり方-JASRAC 最高裁判決を契機に

〔開催日時〕 2015年8月19日

〔プログラム〕 主催者挨拶 金子敏哉（明治大学法学部准教授）

第一部 基調講演

川瀬真（横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授）

「著作権等に関する集中管理制度の現状と課題について」

滝澤紗矢子（東北大学大学院法学研究科准教授）

「JASRAC 最高裁判決の法的検討」

第二部 パネルディスカッション

安藤和宏（東洋大学法学部准教授・株式会社セブティマ・レイ代表取締役）

「なぜ JASRAC の独占は崩れないのか」

今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）

「欧州における権利の集中管理をめぐる近時の動向について」

大久保直樹（学習院大学法学部教授）

「川上市場（対権利者）と独占禁止法」

川瀬真（横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授）

滝澤紗矢子（東北大学大学院法学研究科准教授）

司会 瀧麻依子（明治大学知的財産法政策研究所研究推進員）

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>（明治大学知的財産法政策研究所のホームページ）において議事録を公表する予定。

〔参加申込者〕 約 200 名

〔概要〕 本シンポジウムでは、JASRAC の包括徴収方式（テレビ放送での楽曲の利用につき、JASRAC 管理楽曲の利用率に関わらず一定額を使用料として放送局が支払う方式）が独占禁止法に違反するか否かを巡る最高裁判決を契機として、著作権の集中管理団体と競争法のあり方についての検討を行った。

第一部では、文化庁在職中に著作権等管理事業法の制定に深く関わった川瀬真氏による管理事業法の趣旨と集中管理制度の趣旨と課題についての講演と、経済法を専門とする滝

澤紗矢子氏から競争法からみた最高裁判決の位置づけについての基調講演が行われた。

第二部では、大久保氏、安藤氏、今村氏による個別報告も踏まえて、独占禁止法と管理事業法の関係、集中管理制度と競争法のあり方についてのパネルディスカッションが瀧麻衣子研究員の司会のもと行われた。特に、管理事業者間の競争状態の実現が望ましいとする意見と、管理事業者間の法的な独占は問題があるが結果としての独占はやむを得ないとする意見、国際競争の観点からすればむしろ独占が望ましいとの意見の間で非常に活発な議論が展開された。

- ・ 著作権制度をとりまくフィールドとプレイヤーの変化によって生じた問題状況を「著作権法の憂鬱」として俯瞰し、今後の課題と対応策についての検討を行った⁷。

(iii) 商標法、意匠法、不競法

地理的表示、侵害主体、デザインに関連する法の横断的研究

- ・ 商標法に関しては、特に地理的表示（原産地表示など）と商標制度（地域団体商標制度、証明商標）についての研究を進めた⁸。これら本プロジェクトでの研究成果をふまえ、商標を含む標章の保護と、消費者保護、地理的表示、健康などに関する表示の規制（例えば、タバコのパッケージ等）、表現の自由（商標のパロディ）等の他の公的規制との関係について、新たな専門的知見を得るため鈴木将文氏（名古屋大学）や宮脇正晴（立命館大学）らを加え、独立の事業として研究を行うことが適切であると考えて、熊谷健一を代表者として平成 25 年度科研費基盤研究(B)に「標章の保護と公共政策に関する総合研究」というテーマで申請を行い、採択された。
- ・
- ・ 商標法における侵害の主体の問題（キーワード連動型広告における商標の使用と検索サービス提供事業者の責任や、インターネットモール・インターネットオークションの運営者の責任など、侵害の主体をめぐる問題）について、特に米国法の状況について調査・分析し、その成果は金子により平成 25 年 5 月の日本工業所有権法学会のシンポジウムにおいて報告された⁹。
- ・
- ・ 知的財産法の中でも、著作権法（応用美術）、商標法（立体商標等）、意匠法、不正競争防止法（商品等表示、商品形態模倣規制）などの各種法領域が重なり合うデザインの法的保護について、デザイン法研究会（東京大学政策ビジョン研究センター知的財産権とイノベーション研究ユニット内に設置）を本プロジェクトの一環として共催し、議論を継続している（同研究会において田村による報告「立体商標登録の要件論」（2013 年 3 月 12

⁷中山信弘（2015）「講演録／我が国著作権法の課題」金沢法学 第 57 巻第 2 号 209-234 頁 査読無、中山信弘（2013）「著作権法の課題--フェアユースを中心として」【石川正先生古稀記念論文集】『経済社会と法の役割』1269-1294 頁 査読無、中山信弘（2012）「著作権法の憂鬱」パテント 66 巻 1 号 106-118 頁 査読無。

⁸ その成果として今村哲也（2013）「地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題」特許研究（工業所有権情報・研修館特許研究室）55 号 14-30 頁 査読無、今村哲也（2012）「『福島県喜多方市におけるラーメンの提供』を指定役務として出願された本願商標「喜多方ラーメン」は、地域団体商標における周知性要件を具備していないとした拒絶査定不服審判を維持した事例」判例評論 635 号 159-164 頁 査読無

⁹ 金子敏哉（2013）「米国商標法における混同と商標的使用」日本工業所有権法学会年報 37 号 95-112 頁 査読無

日)の他、同研究会での議論はNBL1020号の特集として掲載されている¹⁰。また応用美術の著作権法による保護につき、裁判例の動向を踏まえて論考を公表するとともに¹¹(＜図書＞金子*2、＜雑誌論文＞金子*1)、その検討成果について2016年4月の著作権法学会のシンポジウムに今村、金子が登壇し報告を行っている。

- ・ 営業秘密を巡る巨額の民事訴訟や刑事事件、産業構造審議会における営業秘密管理指針の改訂や法改正等に向けた検討等の状況も考慮し、不正競争防止法による営業秘密保護に1990年の導入当時から深く関与してきた棚橋祐治、熊谷健一を中心に検討を行い、その検討成果をシンポジウム④「営業秘密保護のこれまでとこれから」として公表した。

シンポジウム④営業秘密保護のこれまでとこれから

〔開催日時〕 2015年1月15日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第一部 基調講演

棚橋祐治 (金沢工業大学教授、石油資源開発(株)代表取締役会長、弁護士)

「日本の不正競争防止法における営業秘密の保護の強化と日米欧中の比較」

木尾修文 (経済産業省経済産業局知的財産政策室室長)

「営業秘密保護強化に関する最近の政策展開について」

第二部 パネルディスカッション

木尾修文 (経済産業省経済産業局知的財産政策室室長)

熊谷健一 (明治大学法科大学院教授)

林いづみ (弁護士) 「営業秘密の不正利用行為を巡る実務上の観点」

山根崇邦 (同志社大学准教授) 「不競法2条1項4号・7号の規律の構造」

横山久芳 (学習院大学教授)

(司会) 金子敏哉 (明治大学准教授) [ホームページ上での公開]

[ホームページ上での公開]

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において議事録を公表している。

〔参加申込者〕 約270名

〔概要〕

第一部では、基調講演として、研究分担者の棚橋祐治氏(金沢工業大学教授)より、

¹⁰ 中山信弘(2014)「1 特集にあたって ※特集/新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理」NBL No.1020 14-15頁 査読無、金子敏哉(2014)「商標法とデザイン保護：商標法3条1項3号の解釈を中心に」NBL 1020号 23-29頁 査読無。

¹¹ 金子敏哉(2015)「出版における美術的作品の利用」上野達弘・西口元編『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』日本評論社 163-173頁、金子敏哉(2016)「応用美術の保護—TRIPP TRAPP 控訴審判決をふまえて—」パテント 69巻別冊14号 101-115頁 査読有

1990年の営業秘密保護規定の導入から現在までの展開と海外の動向について、また木尾修文氏(経済産業省経済産業局知的財産政策室室長)より、また産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会における営業秘密保護管理指針の改訂や法改正についての検討状況についての報告がされた。

第二部では、冒頭に、林いづみ氏(弁護士)から、営業秘密保護の実務上の諸問題について、法改正による推定規定導入の是非等も含めて、また山根崇邦氏(同志社大学准教授)より不競法2条1項4号と7号の規定の各要件(秘密管理性や凶利加害目的)の相互関係についての報告が行われた。これらの報告と、第一部の基調講演の内容とあわせて、木尾氏、横山久芳氏(学習院大学教授)、研究分担者の熊谷健一(明治大学教授)を交えて、パネルディスカッションを行った(司会は研究分担者の金子敏哉)。

(iv) パブリシティ権

ピンク・レディー事件最高裁判決の検討

- ・ ピンク・レディー事件最高裁判決(平成24年2月)が、人の氏名、肖像等の有する顧客吸引力を排他的に利用する権利(パブリシティ権)について、最高裁判所としてはじめての判断を示したことをふまえ、平成24年6月10日に公開シンポジウム⑥「パブリシティ権を巡る諸問題 ピンク・レディー判決を契機に」を開催した¹²。

シンポジウム⑥「パブリシティ権を巡る諸問題 ピンク・レディー判決を契機に」

〔開催日時〕 2012年6月10日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第1部 基調講演

「ピンク・レディー事件 最高裁判決の概要と問題提起」

金子敏哉 (明治大学法学部専任講師)

「パブリシティの権利構成の展開とその意味」

本山雅弘 (国士舘大学法学部教授)

「人格権周辺法との関係—肖像権・プライバシー権」

内藤篤 (弁護士)

「パブリシティ権侵害の要件論考察」

田村善之 (北海道大学大学院法学研究科教授)

第2部 パネルディスカッション「ピンク・レディー判決の評価と課題」

(パネラー) 内藤篤 田村善之 本山雅弘 (司会) 金子敏哉

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において、開会の辞、第一部基調講演の資料の一部、第2部パネルディスカッションの議事録全文を公表している。

〔参加申込者〕 264名

〔概要〕

最判平成24年2月2日平成21(受)2056〔ピンク・レディー事件上告審〕は、人の氏名、肖像等の有する顧客吸引力を排他的に利用する権利(パブリシティ権)について、最高裁判所

¹² このほか論考として石井美緒(2013)「パブリシティと周辺領域に関する若干の考察」法律論叢第85巻第6号1頁以下 査読無がある。

としてはじめての判断を示した。この判決を契機として、パブリシティ権の法的性質、侵害となる行為類型、表現の自由との関係、行使主体や損害論等の諸論点について、研究者・弁護士を招き、討論をおこなった。

(v) 知的財産法全般

憲法との関係、情報財の概念、エンフォースメント(権利行使)のあり方についての検討

➤ 知的財産権と憲法的価値

特許制度と公共政策、著作権と表現の自由を巡る研究(前述の「憲法と知的財産権に関する研究会」)の内容を踏まえ、知的財産法体系全体とこれに関わる多種多様な主体とその利害、そしてルール形成の場のあり方について議論する際の理論枠組みとして、知的財産権と憲法的価値との関係(知的財産権と表現の自由等の憲法的価値は、単に対立する関係にあるものではなく、創作者の自律的な創作活動を可能にする等の相互関係があることなど)を論じることが重要であるとの認識にいたった。そこで、これらの課題の解明のため神戸大学の木下昌彦准教授らと議論を重ね、知的財産法・憲法・国際法研究者による共同研究プロジェクト(「知的財産権と憲法的価値」研究会(* <14 その他の研究成果等>))を平成26年9月に立ち上げ研究活動を行っている(平成27年4月から、科研費基盤研究(A)(研究代表者:高倉成男)の交付をうけ、本事業の後継プロジェクトとして研究を進めている)

➤ 情報財の概念・定義

夏井高人「情報財—法概念としての意義」明治大学社会科学研究所紀要52巻213-241頁は、法情報論の見地から「情報財」概念の学説等による用例を検討し、情報財が財産権としての法的保護を受けていると評価できるための必須要件や、知的財産権以外の領域につき情報財としての保護が検討課題となる情報(電子マネーや電子的役務提供、個人データ)について考察するものである。本研究課題の検討対象となる「情報財」概念についての法体系全体の中での俯瞰を行うものであり、本研究の総括の一つとして、重要な成果である(夏井による研究成果の概要は夏井高人(2016年)「サイバー犯罪の研究(九完)―補遺・最近の法改正と裁判事例―」法律論叢89巻1号(印刷中)査読無にまとめられている)。

さらにこの検討の成果を、植物の保護について有体物(土地・動産)との関係も含めた具体的な問題へと展開している¹³。

➤ 知的財産とエンフォースメント

著作権と刑事罰、民事訴訟における差止請求権の制限と損害額の算定、水際規制、強制実施権や著作物の裁定制度等についての個別の検討に基づき、情報財に関わる多種多様な利害の柔軟な調整を可能としつつ、実効的な知的財産権と民事・刑事・行政のエンフォースメントのあり方について総合的な検討を行った。その具体的な成果として、知的財産訴訟解決システムの見直しに関する検討作業への参加(高倉成男)や、損害論についての検討(特にTPPへの対応についての平成27年12月6日の公開シ

¹³ 夏井高人(2016)「艸・財産権としての植物(4)」法律論叢88巻6号111-161頁 査読無、夏井高人(2015)「艸・財産権としての植物(3)」法律論叢88巻1号37-87頁 査読無、夏井高人(2014)「艸・財産権としての植物(2)」法律論叢87巻6号129-172頁 査読無、夏井高人(2014)「艸・財産権としての植物(1)」法律論叢87巻2・3号207-244頁 査読無。また法律上規定された概念と自然科学上の知見との齟齬等をもたらす諸問題を検討するものとして、夏井高人(2012)「狸狽事件判決再考」法律論叢85巻2・3号327-386頁 査読無。

シンポジウム①「TPPと知的財産権侵害における損害賠償制度」の開催や、売上減少による逸失利益と実施料相当額の関係¹⁴、民事不法行為責任における法解釈の不明確さの取扱い¹⁵の検討がある。

また特に情報財の刑事的保護につき、サイバー犯罪にかかる裁判例の検討を中心とした一連の論文¹⁶を公表するとともに、前述のシンポジウム「著作権・表現の自由・刑事罰」における金子の報告において著作権侵害についての刑事罰の適用のあり方についての提言（解釈論として違法性の意識の可能性論や可罰的違法性の理論の活用、立法論としてデッドコピーへの限定に）を行った。

シンポジウム①TPP と知的財産権侵害における損害賠償制度—法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心に—

〔開催日時〕 2015年12月6日

〔プログラム〕 主催者挨拶 高倉成男（明治大学法科大学院教授）

第一部 基調講演

奥邨弘司（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

「米国著作権法・商標法（Lanham Act）における法定損害賠償・追加的損害賠償制度の概要」

前田健（神戸大学大学院法学研究科准教授）

「TPPによる要求内容と国内法による対応」

田村善之（北海道大学大学院法学研究科教授）

「日本の知的財産権に係る損害賠償制度の現状と今後のあり方について」

第二部 パネルディスカッション

（パネリスト）

奥邨弘司（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

窪田充見（神戸大学大学院法学研究科教授）

¹⁴ 金子敏哉（2015）「特許権侵害による損害の2つの主な捉え方—売上減少による逸失利益と実施料相当額の関係」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21世紀の知的財産法—中山信弘先生古稀記念論文集—』弘文堂 440-455頁

¹⁵ 金子敏哉（2011）「著作権侵害を巡る違法性の認識可能性と不法行為責任—著作権法解釈の誤りを巡る裁判例を契機とした問題提起—」『明治大学法学部創立百三十周年記念論文集』139-168頁 査読無

¹⁶ 夏井高人（2012）「サイバー犯罪の研究（一）—DoS攻撃（DDoS攻撃）に関する比較法的研究」法律論叢 85巻1号 197-232頁 査読無、夏井高人（2013）「サイバー犯罪の研究（二）—フィッシング（Phishing）に関する比較法的検討」法律論叢 85巻4・5号 179-236頁 査読無、夏井高人（2013）「サイバー犯罪の研究（三）—通信傍受に関する比較法的検討」法律論叢 85巻6号 363-420頁 査読無、夏井高人（2013）「サイバー犯罪の研究（四）—電子計算機詐欺に関する比較法的検討」法律論叢 86巻1号 61-109頁 査読無、夏井高人（2013）「サイバー犯罪の研究（五）—サイバーテロ及びサイバー戦に関する比較法的検討—」法律論叢 86巻2・3号 85-134頁 査読無、夏井高人（2014）「サイバー犯罪の研究（六）—違法な電子メールに関する比較法的検討—」法律論叢 86巻6号 181-243頁 査読無、夏井高人（2014）「サイバー犯罪の研究（七）—オンライン詐欺に関する事例検討—」法律論叢 87巻1号 163-206頁 査読無、夏井高人（2015年）「サイバー犯罪の研究（八）—電子的な横領及び類似行為に関する事例検討—」法律論叢 88巻2・3号 1-49頁 査読無、夏井高人（2016年）「サイバー犯罪の研究（九完）—補遺・最近の法改正と裁判事例—」法律論叢 89巻1号（印刷中） 査読無

田村善之（北海道大学大学院法学研究科教授）
前田健（神戸大学大学院法学研究科准教授）
森田宏樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
三村量一（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）
（司会） 金子敏哉（明治大学法学部准教授）

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において議事録・資料を公表。

〔参加申込者〕 約 200 名

〔概要〕 本シンポジウムでは、2015年10月5日に大筋合意に至ったTPP（環太平洋パートナーシップ協定）において、商標の不正使用・著作権侵害等につき法定損害賠償・追加的損害賠償制度を設けるべきとされていたことを踏まえて、知的財産権侵害に係る損害賠償制度のあり方について、民法・知的財産法の有識者、実務家を招いて議論を行った。

第一部では、3人の知的財産法研究者が登壇し、米国の状況、TPPの要求項目、日本の知的財産をめぐる損害賠償制度の現状と今後のあり方についての基調講演が行われた。

第二部では、第一部の登壇者に加えて、民事法研究者、裁判官としての経験も有する実務家が登壇をし、現在の日本の知的財産損害賠償制度とTPPへの具体的な対応のあり方について、理論的にも実務的にも高度な議論が展開された。

これまで法定損害賠償制度等については日本では十分な議論がなかつた中で行われた本シンポジウムでの議論は、その後の審議会でのTPPへの対応をめぐる検討においても大きな意義を有するものとなった。

3. 評価体制

<自己評価の実施結果と対応状況>

自己評価の実施については、参加メンバーによる研究打ち合わせと意見交換会を定期的（隔週1回）に開催するとともに、前述のように分野ごとの3名のサブリーダーを配置して、研究が計画通りに進むように常に点検を行っている。さらに全体の研究プロジェクトの進捗管理・自己点検・改善活動を確実にを行うため、研究代表者に加えて、平成24年7月からプロジェクトマネージャーを設置し、金子敏哉がその任についている。予算の配分については、資料や海外での報告等の必要に応じて戦略的な配分を行っている。

<外部（第三者）評価の実施結果と対応状況>

明治大学内での評価体制として、明治大学研究企画推進本部会議（研究支援事業に係る専門部会）により、研究代表者から提出された①研究達成度・自己点検表、②私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（研究年度）全体研究計画・ロードマップ、③提出前の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に係る中間評価（研究進捗状況報告書）または事後評価（研究成果報告書概要）について各年度ごとに確認・点検作業が行われており、これらを上記打合せにおいて検討し、本事業による研究内容を調整している。

（なお、上記①～③については、明治大学として私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考及び採択後の進捗管理体制に関する内規を制定し、具体的な取り組みについては、本学HP(<http://www.meiji.ac.jp/research/promote/index.html>)に掲載している。）

更に本研究プロジェクト固有の評価体制として以下の活動をおこなっている。(1)各シンポジウムの開催の際に参加者へのアンケートを実施し、アンケートの結果を踏まえた活動を行っている、(2)研究内容については、国内外の有識者を招聘した研究会やシンポジウム

等で随時意見交換を行っている。特に、平成 27 年 8 月 28 日、本研究プロジェクト参加メンバーの代表（特許について高倉成男、商標について熊谷健一、情報財の概念につき夏井高人、著作権等について金子敏哉）による「研究成果報告会」を開催し、研究成果についての評価を受けている。

研究成果報告会＜2015 年 8 月 28 日＞

場所：明治大学研究棟 2 階第 9 会議室

時間：13 時～16 時

テーマ：研究成果報告会（私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「情報財の多面的価値と創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系再構築」及び科研費基盤研究 B「標章の保護と公共政策に関する総合研究」）

報告者：高倉成男（特許法分野）、熊谷健一（商標法分野）、夏井高人（情報財の概念）、金子敏哉（著作権法・不競法等分野）

参加者（本事業のメンバー）：高倉成男・熊谷健一・夏井高人・金子敏哉・澤田悠紀・泷麻衣子（以上、明治大学）、小島立（九州大学）

参加者（本事業以外のメンバー）：澤井敬史（日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会部会長代行、東京理科大学教授）、市村直也（金沢工業大学教授）、桶田大介（弁護士）、田中辰雄（慶應義塾大学）、潮海久雄（筑波大学）、前田健（神戸大学）、青木大也（大阪大学）

内容：本事業（及び本事業の成果に基づく科研費基盤（B））の研究成果の概要について、各分野のサブリーダー（特許につき高倉、商標につき熊谷、著作権等につき金子）及び情報財の概念等につき夏井による報告が行われ、各報告について外部有識者（企業、弁護士、経済学者等も含む）からのコメントと、今後の知的財産法政策形成のあり方についての議論が行われた。特に分野やバックグラウンドを超えた議論とそのための場の重要性とともに、政策形成における実証的なデータに基づいた政策提言の必要性が指摘された。

なお本事業に対する中間評価では、プロジェクトにつきほぼ順調に進捗していると認められるが、「法体系全体の見直しとの関係や、個別のテーマにおいて検討しきれていない多面的価値や主体の利害についての検討が十分でない」という問題を自覚しており、学際的な視点でのプロジェクトの統合が期待される。」との指摘をうけた。

そこで平成 26 年度後半以降は、個別の法毎の成果の検討と合わせて、知的財産法全体に関わる問題領域のうち、①知的財産権と憲法的価値、②エンフォースメントのあり方に重点を置いて検討を進めている。特に①については、憲法学者との共同研究の必要から、新たな科研費による研究プロジェクト（基盤研究、平成 27－31 年度）として重点的な検討を進めた。

4. 研究成果の副次的効果

本研究プロジェクトの副次的成果として、特に「若手人材の育成」、「WIPO との連携の強化」の2つをあげることができる。

第1に、明治大学知的財産法政策研究所は、本研究プロジェクト推進の拠点となると同時に、若手研究者の育成と交流の場としても大きな役割を果たしてきた。例えば、研究推進員経験者のうち、武生昌士(平成24年度PD)は法政大学法学部准教授に、Peng Zhe (彭哲)(平成24年10月から12月まで研究推進員)は Shandong University (山東大学) School of Law の Associate Professor に着任した。また研究推進員2名(瀧麻依子(研究推進員(平成23～26年度)、澤田悠紀(平成23年度PD、平成24～26年度研究推進員)はその研究成果(財産権の制限に関する一般理論と著作権制度との関係、作品の破壊と著作権・文化政策)を博士論文として取りまとめる作業を行ってきた。また本事業による通訳等の研究補助業務に従事した北海道大学の院生らは日中韓の研究機関・特許庁に多数就職している(小嶋崇弘(中京大学准教授)、比良友佳理(京都教育大学講師)、丁文杰(北海道大学助教)、張鵬(中国社会科学院助教授)、鄭成昌(韓国特許庁)、金成熙(韓国特許庁)等)。さらに「知的財産と公共政策」研究会には、法科大学院を修了直後の司法修習生や弁護士も参加し、知財専門の法曹人材の道を着実に歩み始めている。今後は本学の大学院においても院生等を積極的に受け入れ、研究成果を教育面でも一層還元していく予定である。

第2に、国際連合の14番目の専門機関であるWIPO(世界知的所有権機関)は、世界各国の知的財産法と知的財産条約を集めたデータベース(WIPO-Lex : <http://www.wipo.int/wipolex/en/>)を構築・公開しているところ、そのアップデートと内容充実のために、本研究プロジェクトの一環として開催されたシンポジウム(図表2)の資料・議事録をWIPOデータベースに取り込むことに関心をもっており、交渉の結果、2016年2月に明治大学とWIPOとの間で資料提供に関する協力協定が締結された(WIPOのプレスリリース http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/japan/news/2016/news_0004.html)。これによって、本研究プロジェクトの対外発信効果が飛躍的に増大すると同時に、WIPOとの間に強固な連携関係が構築されることとなる。

これらに加えて、本事業による商標・地理的表示に関する研究は、科研費基盤研究Bによる研究プロジェクト「標章の保護と公共政策に関する総合研究」(研究代表者熊谷健一)の基礎となった。同プロジェクト(特に、本学農学部との連携のもと平成25年、27年の二度にわたって開催されたシンポジウム)と本事業によって、①知的財産研究者、②農業政策・地域農業研究者、③商学・経営学・農学研究者の人的ネットワークが形成され、現在、農林水産省も含めて、これらの分野の研究者有志が集まって、「地理的表示学会」(仮称)を創設なども視野とした検討が進められている。これまでほとんど理論的研究も人的交流も行われていなかった農業と知的財産と経営の3つの分野の境界領域において文理融合の視点から新しい学問体系の構築の胎動がみられることは、知的財産法学の発展にとっても意義あることと思われる¹⁷⁾。

5. 研究終了後の展望

本研究プロジェクトの実行を通じて明治大学知的財産法政策研究所を研究拠点として形

¹⁷⁾ 以上の問題関心を背景として、欧州における農業と知的財産をめぐる議論状況を検討した論考として高倉成男(2016)「EUにおける農業と知的財産」,日本EU学会年報第36号75-94頁(2016年4月刊行予定) 査読無がある

成することができ、約100名の知的財産法研究者及び憲法研究者を含む知的財産関連分野の研究者の人的ネットワークを構築することができたので、今後は、これらの成果を活用して、平成27-31年度の科研費事業「知的財産権と憲法的価値」や、知的財産権とエンフォースメントに関する総合的な研究につなげて行く予定である。

「知的財産権と憲法的価値」は、具体的には、裁判例、学説、国際機関における関連議論（WTO交渉、EU基本権憲章、国際投資協定仲裁等）の動向を体系的に整理しつつ、知的財産権と憲法的価値の関係について、「憲法的価値としての知的財産権」という視点及び「知的財産権と他の憲法的価値との抵触」という双方の視点から考察し、両者を調整する原理（例えば、フェア・ユースの法理、強制実施権など）を明らかにすることを研究の目的としている。また、知的財産権と憲法的価値に係る研究が知的財産に関する法政策形成にいかなる意義を有するか、司法・立法・行政の役割分担はどうあるべきか、国際ルール形成の場・主体・手続はどうあるべきか等について検討し、学界・立法府・社会に対して提言する。このような作業を通じて、グローバル化・情報化の時代にふさわしい、市民・国際社会に受容され得る知的財産法制の将来像を構想することも研究の目的としている。これらの目的達成のために、本研究プロジェクトの成果（研究の中心施設と人的ネットワーク）を有効に活用できると考えている。

III 研究成果・研究会

（概要にて言及したものには*印を付している）

1. 雑誌論文

中山信弘

1. *中山信弘（2015）「講演録／我が国著作権法の課題」金沢法学 第57巻第2号 209-234頁 査読無
2. 小泉直樹・篠原勝美・中山信弘（2015）「鼎談 知財高裁の10年とこれから」ジュリスト 1475号 ii-v頁、70-78頁 査読無
3. *中山信弘（2014）「1 特集にあたって ※特集／新たなデザイン保護体系を目指して——デザイン保護法制の横断的検討と論点整理」NBL No.1020 14-15頁 査読無
4. 中山信弘・福井健策（2014）「対談 デジタル時代と変わりゆく著作権」ジュリスト 1463号 ii-v頁、64-71頁 査読無
5. 中山信弘（2013）「連載／著作権法のフロンティア 12・完 「著作権制度の俯瞰と課題」」ジュリスト 1461号 80-85頁 査読無
6. 中山信弘（2013）「新連載／著作権法のフロンティア「連載開始にあたって」」ジュリスト 1449号 72頁 査読無
7. *中山信弘（2013）「著作権法の課題—フェアユースを中心として」【石川正先生古稀記念論文集】『経済社会と法の役割』1269-1294頁 査読無
8. 中山信弘・荒井寿光・奥村洋一他（2013）「座談会／職務発明をめぐる動向」Law & Technology 61号 1-25頁 査読無
9. 中山信弘ほか（2012）「座談会／改正著作権法と著作権法の課題」L&T 57号 1-24頁 査読無

10. *中山信弘(2012)「著作権法の憂鬱」パテント 66 巻 1 号 106-118 頁 査読無
11. 中山信弘ほか(2012)「[座談会] 特許法改正の意義と課題」ジュリスト 1436 号 12-36 頁 査読無

高倉成男

1. *高倉成男(2016)「EUにおける農業と知的財産」日本 EU 学会年報第 36 号 75-94 頁 (2016 年 4 月刊行予定) 査読無
2. *高倉成男(2015)「知的財産を巡る国際交渉の変遷と今後の研究課題」特許研究 59 号 2-5 頁 査読無
3. 高倉成男(2015)「遺伝資源の法的リスク」ビジネスロージャーナル 2015 年 4 月号 13 頁 査読無
4. 高倉成男(2013)「PCT 第 19 条補正後の外国語特許出願に係る原文明細書等」別冊パテント 2013. 別冊第 9 号 第 66 巻 6-32 頁 査読無
5. *高倉成男(2013)「特許制度と生命倫理」日本工業所有権法学会年報(有斐閣) 第 36 号 1 85-207 頁 査読無
6. *高倉成男(2013)「特許制度と非経済的公益に関する国際的諸問題」竹田稔先生傘寿記念『知財立国への道』(発明推進協会) 235-254 頁
7. 高倉成男(2013)「『名古屋議定書』の国内措置をどうするか」独立行政法人経済産業研究所ホームページ「コラム」(http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0369.html)
8. 高倉成男(2013)“How to Formulate Domestic Measures for Implementing the Nagoya Protocol”, Research Institute of Economy, Trade & Industry, Columns, (http://www.rieti.go.jp/en/columns/a01_0369.html)
9. 高倉成男(2013)「知財の価値をビジネスの力へ—新たな 10 年を支援する知財制度の構築のために」特許ニュース平成 25 年 1 月 7 日号 No.13387 6-32 頁 査読無
10. 高倉成男(2013)「PCT 第 19 条補正後の外国語特許出願に係る原文明細書等」別冊パテント 2013. 別冊第 9 号 第 66 巻 6-32 頁 査読無
11. 高倉成男(2012)「実施可能要件違反の認定判断の誤り—電界放出デバイス用炭素膜事件—」知財管理 62 巻 8 号 1177-1188 頁 査読無
12. 高倉成男(2012)「産学連携の 10 年間で示すこれからの知的財産戦略」日経サイエンス 2012 年 3 月号 58 頁 査読無

熊谷健一

1. 熊谷健一(2015)「用法、容量が異なる処分に基づく特許権の存続期間の延長(知財高裁大合議判決)」L&T67 号 66-77 頁、査読無
2. 熊谷健一(2013)「産業競争力強化のための特許制度のあり方」知財研フォーラム 94 巻 3-9 頁、査読無
3. 熊谷健一(2012)「実用新案技術評価の法的性格」『特許判例百選(第四版)』別冊ジュリスト 209 号 208-209 頁 査読無

大野幸夫

1. 大野幸夫 (2012) 「東日本大震災における法的諸問題の展望 (特集ネットワークビジネスの現状と法律問題/コンピュータ・ウイルス罪の論点/東日本大震災における法課題 :第 36 回法とコンピュータ学会研究報告)」 法とコンピュータ 30 号 65-100 頁 査読無

夏井高人

1. *夏井高人 (2016 年) 「サイバー犯罪の研究 (九完) - 補遺・最近の法改正と裁判事例 -」 法律論叢 89 巻 1 号 (印刷中) 査読無
2. *夏井高人 (2016) 「艸-財産権としての植物 (4)」 法律論叢 88 巻 6 号 111-161 頁 査読無
3. 夏井高人 (2016) 「植物の名称の不正な使用と景品表示法の適用」 法律論叢 88 巻 4・5 号 23-168 頁 査読無
4. *夏井高人 (2015 年) 「サイバー犯罪の研究 (八) - 電子的な横領及び類似行為に関する事例検討 -」 法律論叢 88 巻 2・3 号 1-49 頁 査読無
5. *夏井高人 (2015) 「艸-財産権としての植物 (3)」 法律論叢 88 巻 1 号 37-87 頁 査読無
6. 夏井高人(2014) 「労働災害・労働事故と損害賠償責任第 80 回:情報セキュリティポリシー違反行為による懲戒処分(東京地裁平成 26.3.17 判決)」 判例地方自治 383 号 115-118 頁 査読無
7. *夏井高人 (2014) 「情報財-法概念としての意義」 明治大学社会科学研究所紀要 52 巻 213-241 頁 査読有
8. *夏井高人 (2014) 「艸-財産権としての植物 (2)」 法律論叢 87 巻 6 号 129-172 頁 査読無
9. *夏井高人 (2014) 「艸-財産権としての植物 (1)」 法律論叢 87 巻 2・3 号 207-244 頁 査読無
10. *夏井高人 (2014) 「サイバー犯罪の研究 (七) - オンライン詐欺に関する事例検討 -」 法律論叢 87 巻 1 号 163-206 頁 査読無
11. *夏井高人 (2014) 「サイバー犯罪の研究 (六) - 違法な電子メールに関する比較法的検討 -」 法律論叢 86 巻 6 号 181-243 頁 査読無
12. *夏井高人 (2013) 「サイバー犯罪の研究 (五) - サイバーテロ及びサイバー戦に関する比較法的検討 -」 法律論叢 86 巻 2・3 号 85-134 頁 査読無
13. *夏井高人 (2013) 「サイバー犯罪の研究 (四) - 電子計算機詐欺に関する比較法的検討」 法律論叢 86 巻 1 号 61-109 頁 査読無
14. *夏井高人 (2013) 「サイバー犯罪の研究 (三) - 通信傍受に関する比較法的検討」 法律論叢 85 巻 6 号 363-420 頁 査読無
15. *夏井高人 (2013) 「サイバー犯罪の研究 (二) - フィッシング (Phishing) に関する比較法的検討」 法律論叢 85 巻 4・5 号 179-236 頁 査読無
16. *夏井高人 (2012) 「狸狽事件判決再考」 法律論叢 85 巻 2・3 号 327-386 頁 査読無
17. *夏井高人 (2012) 「サイバー犯罪の研究 (一) - DoS 攻撃 (DDoS 攻撃) に関する比較法

今村哲也

1. 今村哲也(2014)「我が国における著作権者不明等の場合の裁定制度の現状とその課題について」日本知財学会誌 11 卷 1 号 58-77 頁 査読有
2. 今村哲也(2014)「著作権者不明等の場合の裁定制度の在り方について」論究ジュリスト 9 号 173-178 頁 査読無
3. 今村哲也 (2014)「イギリスにおける映画の著作物の非営利上映について」JVA REPORT163 号 5-8 頁 査読無
4. 今村哲也(2013)「近時のイギリスにおける著作権法改革の動向からの示唆——2011 年のハーグリーヴス・レビューにおける論点を中心に——」著作権研究 38 号 180-228 頁 査読無
5. *今村哲也 (2013)「地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題」特許研究 (工業所有権情報・研修館特許研究室) 55 号 14-30 頁 査読無
6. *今村哲也 (2012)「『福島県喜多方市におけるラーメンの提供』を指定役務として出願された本願商標「喜多方ラーメン」は、地域団体商標における周知性要件を具備していないとした拒絶査定不服審判を維持した事例」判例評論 635 号 159-164 頁 査読無
7. 今村哲也 (2012)「専用実施権を設定した特許権者による差止請求の可否」『特許判例百選 (第四版)』別冊ジュリスト 209 号 196-197 頁 査読無
8. 今村哲也 (2012)「小売等役務商標の独占権の範囲」ジュリスト臨時増刊・平成 23 年度重要判例解説 1440 号 287-288 頁 査読無
9. *今村哲也 (2011)「動画投稿・共有サービスの提供者に関する著作権侵害行為の侵害主体性 (知財高判平 22・9・8)」速報判例解説 9 卷 261-264 頁 査読無
10. *今村哲也 (2011)「放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器を用いたサービスの適法性が争われた事例 (最三小判平 23・1・18)」速報判例解説 9 卷 273-276 頁 査読無

金子敏哉

1. *金子敏哉 (2016)「応用美術の保護—TRIPP TRAPP 控訴審判決をふまえて—」パテント 69 卷別冊 14 号 101-115 頁 査読有
2. *金子敏哉 (2014)「商標法とデザイン保護：商標法 3 条 1 項 3 号の解釈を中心に」NBL 1020 号 23-29 頁 査読無
3. 中山一郎・本山雅弘・金子敏哉 (2014)「知的財産法 (特集 学会回顧 2014)」法律時報 86 卷 13 号 199-206 頁 査読無
4. 金子敏哉 (2014)「移転登録前の冒認出願人の実施による特許権侵害と真の権利者の損害賠償請求権」特許研究 58 号 38-48 頁 査読無
5. 中山一郎・金子敏哉 (2013)「知的財産法 (特集 学会回顧 2013)」法律時報 85 卷 13 号 199-206

頁 査読無

6. *金子敏哉(2013)「米国商標法における混同と商標的使用」日本工業所有権法学会年報 37号 95-112 頁 査読無
7. *金子敏哉 (2013)「著作権侵害と刑事罰：現状と課題」法とコンピュータ 31号 99-114 頁 査読無
8. 金子敏哉 (2013)「携帯電話機向け釣りゲームの画面表示に係る翻案権侵害の成否」 民事判例 4号 164-167 頁 査読無
9. 金子敏哉 (2012)「特許法 102 条 1 項但書に相当する数量への 3 項の適用の可否」『特許判例百 (第四版)』別冊ジュリスト 209号 170-171 頁 査読無
10. 中山一郎・本山雅弘・金子敏哉 (2012)「知的財産法 (特集 学会回顧 2012)」法律時報 84 卷 13号 199-206 頁 査読無
11. 金子敏哉 (2012)「商標法と混同をめぐる問題状況」パテント 65 卷 13号 1-11 頁 査読無
12. 金子敏哉 (2012)「著作権の共有に関する一試論：交渉の先送りとその後の対応策」日本知財学会誌 9 卷 2号 16-23 頁 査読無
13. 金子敏哉 (2011)「知的財産権の準共有 (特許権を中心に)」日本工業所有権法学会年報 34 号 1-27 頁 査読無
14. 金子敏哉 (2011)「特許法 102 条 2 項により、被告利益の全額が共有持分権者の一人の損害額とされた事例」速報判例解説 8 卷 317-320 頁 査読無
15. *金子敏哉 (2011)「テレビ番組の録画・転送に係るサービスと複製の主体 (ロクラクⅡ上告審)」速報判例解説 9 卷 285-288 頁 査読無
16. *金子敏哉 (2011)「著作権侵害を巡る違法性の認識可能性と不法行為責任—著作権法解釈の誤りを巡る裁判例を契機とした問題提起—『明治大学法学部創立百三十周年記念論文集』139-168 頁 査読無

石井美緒

1. 石井美緒 (2014)「私的複製における複製主体—自炊代行事件を題材として」知財研フォーラム 96号 66-76 頁 査読無
2. 石井美緒 (2013)「「独占的通常実施権者による特許権侵害者に対する差止請求の可否独占的通常実施権者による特許権侵害者に対する差止請求の可否」知財研フォーラム 94号 80-88 頁 査読無
3. *石井美緒 (2013)「パブリシティと周辺領域に関する若干の考察」法律論叢第 85 卷第 6 号 1 頁以下 査読無

田村善之

1. 田村善之(2015)「営業秘密の不正利用行為の規律に関する課題と展望」知的財産法政策学研 究 47号 41~58 頁 査読有

2. 田村善之(2015)「裁判例にみるプログラムの著作物の保護範囲の確定手法(その2)―質的な基準と量的な基準―」知財管理 65 卷 11 号 1475～1486 頁 査読有
3. 田村善之(2015)「裁判例にみるプログラムの著作物の保護範囲の確定手法(その1)―質的な基準と量的な基準―」知財管理 65 卷 10 号 1305～1315 頁 査読有
4. 田村善之(2015)「応用美術の著作物性が肯定された事例～TRIPP TRAPP 事件～(下)」ビジネス法務 15 卷 11 号 96～102 頁
5. 田村善之(2015)「応用美術の著作物性が肯定された事例～TRIPP TRAPP 事件～(上)」ビジネス法務 15 卷 10 号 43～46 頁
6. 田村善之(2015)「自炊代行業者を複製の主体と認め私的複製に基づく著作権の制限を否定した判決 知財高判平成 26.10.27 平成 25(ネ)10089[ドライバレッジジャパン] IP マネジメントレビュー17号 36～46 頁 査読無
7. 田村善之(2015)「特許権の存続期間延長登録制度の要件と延長後の特許権の保護範囲について―アバスチン事件知財高裁大合議判決の意義とその射程―」AIPPI60 卷 3 号 206～236 頁 査読有
8. 田村善之(2015)「プロ・イノベーションのための特許制度の muddling through(4)」知的財産法政策学研究 46 号 269～292 頁 査読有
9. 田村善之(2015)「俳優のしぐさに関する著作権侵害と歴史上の人物名に関する商標権侵害が争われた事例(下)―東京地判平成 26.4.30 平成 24(ワ)964[CR 松方弘樹の名奉行金さん―]IP マネジメントレビュー16号 4-11 頁 査読無
10. 田村善之(2014)「俳優のしぐさに関する著作権侵害と歴史上の人物名に関する商標権侵害が争われた事例(上)―東京地判平成 26.4.30 平成 24(ワ)964[CR 松方弘樹の名奉行金さん―]IP マネジメントレビュー15号 3-12 頁 査読無
11. 田村善之(2014)「FRAND 宣言をなした特許権に基づく権利行使と権利濫用の成否(5・完)―アップルジャパン対三星電子事件知財高裁大合議判決―」NBL1033 号 36-52 頁 査読無
12. 田村善之(2014)「FRAND 宣言をなした特許権に基づく権利行使と権利濫用の成否(4)―アップルジャパン対三星電子事件知財高裁大合議判決―」NBL1032 号 34-45 頁 査読無
13. 田村善之(2014)「FRAND 宣言をなした特許権に基づく権利行使と権利濫用の成否(3)―アップルジャパン対三星電子事件知財高裁大合議判決―」NBL1031 号 58-64 頁 査読無
14. 田村善之(2014)「FRAND 宣言をなした特許権に基づく権利行使と権利濫用の成否(2)―アップルジャパン対三星電子事件知財高裁大合議判決―」NBL1029 号 95-102 頁 査読無
15. 田村善之(2014)「FRAND 宣言をなした特許権に基づく権利行使と権利濫用の成否(1)―アップルジャパン対三星電子事件知財高裁大合議判決―」NBL1028 号 27-42 頁 査読無
16. 田村善之(2014)「営業秘密の秘密管理性要件に関する裁判例の変遷とその当否(その2)(完)―主観的認識 vs. 『客観的』管理―」知財管理 64 卷 6 号 787-795 頁 査読有
17. 田村善之(2014)「営業秘密の秘密管理性要件に関する裁判例の変遷とその当否(その1)―主観的認識 vs. 『客観的』管理―」知財管理 64 卷 5 号 621-638 頁 査読有

18. Yoshiyuki Tamura (2014), *Rethinking of Copyright Institution for the Digital Age*, Copyright Quarterly, Vol. 27 No.1, 43-60 [요시유키 타무라「디지털 시대 저작권 제도에 대한 재고찰」계간저작권 제 105 호 61~75 면 (2014 년 봄호 · 한국저작권위원회)] 査読有
19. 田村善之 (2014) 「特許権侵害に対する損害賠償額の算定—裁判例の動向と理論的な分析—」*パテント* 67 卷 1 号 125-145 頁 査読有
20. 田村善之 (2014) 「日本の著作権法のリフォーム論」*知的財産法政策学研究* 44 号 25-140 頁 査読有
21. Yoshiyuki Tamura (2013), *Patent Law Design in the “Open Innovation, Intellectual Property Law And Policy, Special Issue, Vol. 1, at 25-44* 査読有
22. Yoshiyuki Tamura (2013), *Case in Which the Court Recognizes the Independent Significance of the Criterion “Direct Perceptibility of the Essential Characteristics” of a Work to Determine the Scope of Copyright Protection — Tsurige Town 2 Case*, AIPPI International Edition Vol.38 No.6 at 372-92
23. 田村善之 (2013) 「標準化と特許権-RAND 条項による対策の法的課題」*知的財産法政策学研究* 43 号 73-107 頁 査読有
24. 田村善之 (2013) 「営業秘密の不正利用行為をめぐる裁判例の動向と法的な課題」*パテント* 66 卷 6 号 79-101 頁 査読有
25. 田村善之 (2013) 「イノベーションと特許制度」*日本工業所有権法学会年報* 36 号 35-79 頁 査読無
26. 田村善之 (2013) 「侵害による利益を損害額と推定する特許法 102 条 2 項の適用の要件と推定の覆滅の可否—ごみ貯蔵機器事件—」*知財管理*, 63 卷 7 号 1107-1123 頁 査読有
27. 田村善之 (2013) 「アメリカ合衆国特許制度における notice function をめぐるリフォーム論と日本法への示唆 : 2011 FTC REPORT の紹介」*パテント* 66 卷 3 号 (66 卷別冊第 9 号) 1-20 頁 査読無
28. 田村善之 (2013) 「著作権の保護範囲に関し著作物の『本質的な特徴の直接感得性』基準に独自の意義を認めた裁判例(1)—釣りゲータウン 2 事件—」*知的財産法政策学研究* 41 号 79-124 頁 査読無
29. 田村善之 (2013) 「著作権の保護範囲に関し著作物の『本質的な特徴の直接感得性』基準に独自の意義を認めた裁判例(2・完)—釣りゲータウン 2 事件—」*知的財産法政策学研究* 42 号 89-123 頁 査読無
30. 田村善之 (2013) 「侵害による利益を損害額と推定する特許法 102 条 2 項の適用の要件と推定の覆滅の可否—ごみ貯蔵機器事件—」*知財管理*, 63 卷 7 号 1107-1123 頁 査読無
31. 田村善之 (2013) 「イノベーションと特許制度」*日本工業所有権法学会年報* 36 号 35-79 頁 査読無
32. 田村善之 (2013) 「営業秘密の不正利用行為をめぐる裁判例の動向と法的な課題」*パテント* 66 卷 6 号 79-101 頁 査読有
33. 田村善之 (2012) 「分業体制下における不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・2 号の請求権者—対内関係のアプローチと対外関係のアプローチの相剋—」*知的財産法政策学研究* 40 号 75-107 頁 査読無
34. Yoshiyuki Tamura (2012) *Conceptual Fallacies behind the Idea of Unprotected Intellectual Works*,

Nordic Journal of Commercial Law Issue #2, p. 1-10 査読無

35. 田村善之 (2012) 「商標法所保护的利益」法律適用 2012 年第 10 期 19-22 頁 [張鵬氏翻譯 査読無]
36. 田村善之 (2012) 「無効審判における限定的主張と包袋禁反言一連続壁体の造成工法第 2 事件」『特許判例百選 (第四版)』別冊ジュリスト 209 号 156-157 頁 査読無
37. 田村善之 (2012) 「パブリシティ権侵害の要件論考察ーピンク・レディー事件最高裁判決の意義」法律時報 84 卷 4 号 1-4 頁 査読無
38. 田村善之 (2011) 「著作権法に対する司法解釈のありかたー美術鑑定書事件・ロクラク事件等を題材にー」法曹時報 63 卷 5 号 1-28 頁 査読無
39. 田村善之 (2011) 「現代美術と著作権法」『民事判例 III 2011 年前期』104-112 頁 査読無

田上麻衣子

1. 田上麻衣子 (2013) 「鍼灸に関する伝統的知識の現状と課題」全日本鍼灸学会雑誌 63 卷 1 号 20-22 頁 査読無
2. 田上麻衣子 (2012) 「中国における無形文化遺産の保護に関する動向と留意点」一般財団法人バイオインダストリー協会『平成 23 年度環境対応技術開発等(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書』341-357 頁 査読無
3. (独) 工業所有権情報・研修館 特許研究室(特許研究調査員 田上麻衣子) 訳 (2012) 「ヒト胚の使用に関する発明の特許性に係る欧州連合司法裁判所 (CJEU) 判決」特許研究 53 号 49-60 頁 査読無
4. 田上麻衣子 (2011) 「伝統的知識の保護ー名古屋議定書における進展と今後の課題」東海法学第 45 号 158-134 頁 査読無

小島立

1. *小島立 (2011) 「現代アートと法についての基礎的考察」『民事判例 III 2011 年前期』(日本評論社) 113-120 頁 査読無
2. *小島立 (2011) 「現代アートと法ー知的財産法及び文化政策の観点から」知的財産法政策学研究 36 号 1-56 頁 査読無

淵麻依子(研究推進員)

淵麻依子(2015) 「新法解説 特許法等の一部を改正する法律」法学教室 412 号 75-81 頁 査読無

2. 図書

中山信弘

1. *中山信弘(2016) 『特許法(第 3 版)』弘文堂 総頁数 612 頁

2. 長尾真監修 (2015) 『デジタル時代の知識創造』 KADOKAWA 総頁数 318 頁(39-64 頁(第 1 章 インターネット時代の著作権制度) [中山信弘])
3. *中山信弘 (2014) 『著作権法(第 2 版)』有斐閣 総頁数 720 頁
4. 中山信弘・斉藤博・飯村敏明編 (2013) 牧野利秋先生傘寿記念論文集『知的財産権 法理と提言』青林書院 総頁数 2012 頁
5. 中山信弘・小泉直樹編 (2012) 『新・注解 特許法【別冊】—平成 23 年改正特許法解説』青林書院 総頁数 340 頁
6. 中山信弘 (2012) 『特許法(第 2 版)』弘文堂 総頁数 560 頁
7. 中山信弘＝小泉直樹編 (2011) 『新・注解 特許法 (上巻) (下巻)』青林書院 総頁数(上下計)2871 頁
8. 通商産業政策史編纂委員会編・中山信弘編著 (2011) 『通商産業政策史 1980-2000 第 11 巻 知的財産政策』経済産業調査会 総頁数 560 頁 (1-59 頁(第 1 章総論)・501-526 頁(第 5 章 21 世紀の知的財産戦略の国家的取組) [中山信弘・山本雅史の共著])

夏井高人

1. *夏井高人 (2015) 「本草特許」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21 世紀の知的財産法—中山信弘先生古稀記念論文集—』弘文堂 201-213 頁
2. 夏井高人 (2013) 「本人認証」松本恒雄・齋藤雅弘・町村泰貴編『電子商取引法』勁草書房 76-116 頁

高倉成男

1. *高倉成男(2015)「知的財産推進計画の成果と課題—特許制度を中心として」中山信弘先生古稀記念論文集『はばたき—21 世紀の知的財産法』弘文堂 17-35 頁
2. 高倉成男(2015)「日本における国家戦略としての知的財産戦略について」特許庁『日中知的財産保護包括協力推進事業報告書』一般財団法人知的財産研究所 55-70 頁
3. 高倉成男(2011)「第 2 章 産業財産権制度の国際化への対応」通商産業政策史編纂委員会編・中山信弘編著『通商産業政策史 1980-2000 第 11 巻 知的財産政策』経済産業調査会 61-198 頁

熊谷健一

1. 熊谷健一＝山本雅史 (2011) 「第 3 章 産業財産権の制度改正」「第 4 章 知的財産制度の運営基盤の整備」通商産業政策史編纂委員会編・中山信弘編著『通商産業政策史 1980-2000 第 11 巻 知的財産政策』経済産業調査会 199-499 頁

金子敏哉

1. 金子敏哉 (2016) 「著作権・特許権の共有と損害額の算定」中山信弘編集代表『知的財産・

コンピュータと法——野村豊弘先生古稀記念論文集』商事法務 613-634 頁

2. *金子敏哉 (2015)「出版における美術的作品の利用」上野達弘・西口元編『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』日本評論社 163-173 頁
3. 金子敏哉(2015)「特許権の共有と特許法 102 条 2 項」設楽隆一他編『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集』発明推進協会 721-734 頁
4. *金子敏哉 (2015)「特許権侵害による損害の 2 つの主な捉え方—売上減少による逸失利益と実施料相当額の関係」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21 世紀の知的財産法—中山信弘先生古稀記念論文集—』弘文堂 440-455 頁
5. 前田哲男＝奥邨弘司＝金子敏哉 (2012)「言語の著作物における創作性と翻案権侵害の判断基準」高林龍編『著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題Ⅱ』成分堂 91-138 頁
6. 金子敏哉 (2011)「§ 183」「§ 184」「§ 184 の 2」中山信弘＝小泉直樹編『新・注解 特許法 (下巻)』青林書院 2482-2504 頁

今村哲也

1. 今村哲也 (2015)「孤児著作物制度に関する展望」上野達弘・西口元編『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』日本評論社 426-438 頁
2. 今村哲也 (2015)「アーカイブに関する著作権の制限に関する一考察—近時のイギリスにおける法改正から得られる示唆—」設楽隆一・清水節・高林龍・大淵哲也・三村量一・片山英二・松本司編『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集』発明推進協会 1147-1162 頁
3. 今村哲也 (2015)「著作権法 35 条の著作権制限規定の現代的課題—著作物の自由利用とライセンス・スキームとの制度的調整のあり方」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21 世紀の知的財産法—中山信弘先生古稀記念論文集』弘文堂 643-659 頁
4. 今村哲也(2015) 棚橋祐治編・井奈波朋子・石井美緒・松嶋隆弘編著『コンテンツビジネスと著作権法の実務』三協法規出版 349-376 頁

石井美緒

1. 石井美緒 (2015)「従業者開発、創作の営業秘密と不正競争防止法 2 条 1 項 7 号の『示された』要件」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21 世紀の知的財産法—中山信弘先生古稀記念論文集』弘文堂 892-908 頁
2. 石井美緒(2015) 棚橋祐治編・井奈波朋子・石井美緒・松嶋隆弘編著『コンテンツビジネスと著作権法の実務』三協法規出版 8-15 頁,105-119 頁
3. 石井美緒 (2013)「第 2 章第 2 編第 8 節 商標法における対象の拡大の方向性」「第 3 編第 5 章第 1 節インターネット販売の際の注意点」棚橋祐治監修、明石宗一・高松薫・松嶋隆弘編著(2013)『ブランド管理の法実務——商標法を中心とするブランド・ビジネスと法規制』三協法規出版 138-144 頁・368-380 頁

4. 石井美緒 (2013) 「第 2 編第 2 章 1 総説(不法行為方等に基づく救済を中心として)」第 3 編 4 差止請求権」棚橋祐治監修、宍戸充・金井重彦・松嶋隆弘・菅原貴与志編著 (2013) 『改訂版 不正競争防止の法実務』三協法規出版 98-107 頁・225-250 頁

棚橋祐治

1. 棚橋祐治監修、明石宗一・高松薫・松嶋隆弘編著(2013) 『ブランド管理の法実務——商標法を中心とするブランド・ビジネスと法規制』三協法規出版 総頁数 426 頁
2. 棚橋祐治監修、宍戸充・金井重彦・松嶋隆弘・菅原貴与志編著 (2013) 『改訂版 不正競争防止の法実務』三協法規出版 総頁数 328 頁
3. 棚橋祐治 (2012) 「日本の不正競争防止法における営業秘密の保護の強化と日米欧の比較」高林龍＝三村量一＝竹中俊子編集代表 『現代知的財産法講座 4 知的財産法学の歴史的鳥瞰』日本評論社 317-355 頁

田村善之

1. 田村善之(2016) 李揚ほか訳 『日本專利案例指南』(知识产权出版社)総頁数 597 頁
2. 田村善之(2015) 「考察：知財高裁－中央集権的かつ多元的な専門裁判所に対する制度論的研究－」『現代知的財産法 実務と課題』(飯村敏明退官・発明協会)29～47 頁
3. 田村善之(2015) 「著作権法の体系書の構成について」『はばたき－21 世紀の知的財産法』(中山信弘古稀・弘文堂)512～527 頁
4. 田村善之＝高瀬亜富＝平澤卓人(2014) 『ロジスティクス 知的財産法Ⅱ 著作権法』信山社 本文 316 頁を共同執筆
5. Yoshiyuki Tamura (2014), *Protection of the First Mover Advantage: Regulation Against Imitation of the Product Configuration in Japan*, in INTELLECTUAL PROPERTY, UNFAIR COMPETITION AND PUBLICITY 216-30 (Nari Lee, Guido Westkamp, Annette Kur and Ansgar Ohly eds., Edward Elgar Pub.)
6. 田村善之(2014) 「『知的財産』はいかなる意味において『財産』か－『知的創作物』という発想の陥穽」吉田克己＝片山直也編 『財の多様化と民法学』商事法務 329-350 頁
7. Yoshiyuki Tamura and Ichiro Nakayama (2014), *Denial of Injunctive Relief on the Grounds of Equity : Situation in the U.S. and Japan*, in COMPULSORY LICENSING: PRACTICAL EXPERIENCES AND WAYS FORWARD 267-90 (Reto M. Hilty and Kung-Chung Liu eds., Berlin Heidelberg, Springer-Verlag)
8. Yoshiyuki Tamura (2013), *IP-Based Nation: Strategy of Japan*, in EMERGING MARKETS AND THE WORLD PATENT ORDER 371-88 (Frederick M. Abbott, Carlos M. Correa and Peter Drahos eds., Edward Elgar)
9. 田村善之(2013) 「特許権侵害訴訟における差止請求権の制限に関する一考察」『競争法の理論と課題－独占禁止法・知的財産法の最前線』(根岸哲古希・有斐閣)699-715 頁
10. Yoshiyuki Tamura (2013), *Conceptual Fallacies behind the Idea of Unprotected Intellectual Works*, in GOVERNING INNOVATION AND EXPRESSION: NEW REGIMES, STRATEGIES AND TECHNIQUES 33-47 (Katja

Weckström ed., Turku University Press)

11. 田村善之 (2012) 『ライブ講義知的財産法』弘文堂 総頁数 580 頁
12. 田村善之 (2012) 「イノベーションと特許制度」『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』日本評論社 3-36 頁
13. 田村善之 (2012) 「著作権侵害に係るプロバイダの責任—日本法の現況と課題」高林龍=三村量一=竹中俊子編『年報知的財産法 2012』日本評論社 20-26 頁
14. 田村善之・増井和夫 (2012) 『特許判例ガイド [第 4 版]』有斐閣

小島立

1. 小島立 (2013) 「より多様な実演を享受出来る環境の整備——文化政策の観点から」公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター (CPRA) 編『実演家概論——権利の発展と未来への道』勁草書房 158-181 頁
2. 小島立 (2012) 「特許審判」大淵哲也ほか編『特許訴訟 [上巻]』民事法研究会 193-216 頁
3. 小島立 (2012) 「ファッションと法についての基礎的考察」高林龍=三村量一=竹中俊子編集代表『現代知的財産法講座 3 知的財産法の国際的交錯』日本評論社 1-32 頁

渕麻衣子

1. 渕麻衣子 (2015) 「ファッション・デザインの法的保護についての一考察——アメリカ法の議論を手がかりに」小泉直樹・田村善之編『はばたき—21 世紀の知的財産法 中山信弘先生古稀記念論文集』933-946 頁

3. 学会発表等

中山信弘

1. *2013 年 11 月 7 日, 「職務発明について」, 大阪弁護士会・弁護士知財ネット(大阪)

高倉成男

1. 2014 年 2 月 24 日, 「経済連携諸国のイノベーション及び知財制度の現状と展望」, 日本知的財産協会 (東京)
2. 2015 年 1 月 26 日, 「人的資源管理とグローバル知財人財の養成」, グローバル知財戦略フォーラム 2015 (東京)
3. 2015 年 6 月 6 日, 「これからのアカデミアが求められるもの」, 工業所有権法学会総会 (東京)
4. 2014 年 2 月 13 日, 「知的財産と公共政策を巡る国際動向と日本の課題」, ライフサイエンス知財フォーラム (東京)
5. 2013 年 6 月 26 日, 「商標その他の知的財産権と社会政策との衝突について」, 日本国際知的財産保護協会主催プレインパッケージング・セミナー (東京)
6. 2013 年 6 月 20 日, 「模倣の学際的研究」, 日本知財学会 2013 年春季シンポジウム (東京)
7. 2013 年 2 月 1 日, 「アジア諸国の知的財産制度への期待と可能性、知財戦略を考える」第 12 回 JIPA 知財シンポジウム, 名古屋国際会議場

大野幸夫

1. 2011年11月12日,「東日本大震災における法的諸問題の展望」第36回法とコンピュータ学会総会・研究会, 学習院大学

夏井高人

1. 2014年12月7日,「ロボット・ドローンの安全性に対する法的対処、責任の所在」, 情報ネットワーク法学会第14回研究大会、東京電機大学北千住校舎
2. 2012年11月19日,“Censorship, Bullying and Mental Health in Business Office”, Asian Privacy Scholars Network 2nd International Conference – Privacy in the Social Networked World, あすか会議室 (東京都千代田区)
3. 2011年11月12日, パネルディスカッション「東日本大震災における法課題」(司会)、第36回法とコンピュータ学会総会・研究会, 学習院大学
4. 2012年9月7日,「クラウド時代の契約問題: サービス提供者のデータ消失やデータ漏洩にどう対処するか?」, 情報セキュリティ大学院大学ワークショップ, 情報セキュリティ大学院大学

今村哲也

1. 2015年6月25日,「知的財産法の観点から」明治大学 IPLPI シンポジウム「農業・地域・ブランド戦略—地理的表示法と地域農業の未来—」パネル討論, 明治大学駿河台キャンパスアカデミーホール
2. 2015年3月27日,「著作権者等不明の場合における強制許諾制度の比較法的考察 —カナダおよびイギリスとの制度比較から得られる日本法への示唆について」第41回RCLIP研究会, 早稲田大学早稲田キャンパス小野記念講堂
3. *2015年3月24日,「著作権侵害への刑事罰の適用に関する諸外国の状況」明治大学 IPLPI シンポジウム「著作権・表現の自由・刑事罰」, 明治大学駿河台キャンパスアカデミーホール
4. 2014年11月30日,「過去のコンテンツ資産の権利処理の円滑化と利用促進に関する研究」第12回日本知財学会学術研究発表会, 東京理科大学葛飾キャンパス
5. 2014年2月15日,「イギリスにおける出版コンテンツ産業の特徴と最近の状況」日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会第22回研究会, 東京理科大学大学院イノベーションマネジメント研究科知的財産戦略専攻
6. 2014年1月25日,「大量のデジタル化とオンライン・サービス」ALAI Japan 平成25年度研究大会, 専修大学神田キャンパス
7. 2013年12月12日,「著作権者不明等の場合の裁定制度の在り方について—同制度の利用実態および諸外国の法制度との比較から—」東京大学著作権法等奨学研究会(JASRAC)第43回研究会, 東京大学
8. 2013年12月1日,「イギリスにおけるデジタル出版の現状とその法的な背景—我が国の出版産業を国際競争力あるものとするための実効性ある対応策を考えるために—」(日本知財学会第11回年次学術研究発表会, 青山学院大学)
9. 2013年11月12日,「—知的財産法の観点から」明治大学 IPLPI シンポジウム「農業と地理的表示保護制度」パネル討論, 明治大学駿河台キャンパスアカデミーホール
10. 2013年10月26日,「著作権者不明等の場合の裁定制度の現状とその課題」JASRAC 連続公開講座第2回, 早稲田大学

金子敏哉

1. *2016年4月16日,「報告2」, シンポジウム「応用美術」, 著作権法学会研究大会, 東京

2. *2015年3月28日, "Amendment to the Japanese Copyright Act on E-books Publishing", "CJK Seminar on Judicial Reform and Judicial Protection of Intellectual Property", 北京理工大学(中国)
3. *2015年3月24日, 「著作権侵害への刑事罰の適用のあり方—民事と刑事の役割分担に向けて—」、シンポジウム「著作権・表現の自由・刑事罰」、明治大学知的財産法政策研究所(東京)
4. 2013年11月16-17日, "Criminal Enforcement of Copyright in Japan", "The First Asia-Pacific Intellectual Property Forum", 蘇州市(中国)
5. *2013年11月7日, 「職務発明に係る相当の対価と冒認出願による特許権侵害の損害額」、職務発明について, 大阪弁護士会・弁護士知財ネット(大阪)
6. 2013年7月27日, 「知的財産権の共有を巡る諸問題 損害額の算定を中心に」, 北海道大学(札幌)
7. *2013年5月25日, 「米国商標法における混同と商標的使用」, 日本工業所有権法学会2013年度総会, 立命館大学(京都)
8. *2013年4月6日, 「日本におけるパロディと同人誌を巡る問題状況」, 東アジア知的財産権フォーラム, 蘇州市(中国)
9. *2012年11月10日, 「知的財産法における刑事罰の現状と課題—著作権侵害罪を中心に—」, 第37回法とコンピュータ学会総会, 東京大学
10. *2012年6月10日, 「ピンク・レディー事件 最高裁判決の概要と問題提起」, 明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)セミナー「パブリシティ権を巡る諸問題 ピンク・レディー判決を契機に」, 明治大学
11. 2012年3月3日, 「著作権を巡る法解釈の誤りと不法行為責任」, 北海道大学グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」知的財産法研究会, 北海道大学
12. *2011年11月25日, 「知的財産権の準共有—特許権を中心に—」, (社)韓中知的財産権学会国際セミナー「日中韓における知的財産法制の展開動向と著作権問題の点検, 韓国

石井美緒

1. 2015年1月21日, 「パブリシティ及びその周辺領域に関する若干の考察」, 日本大学大学院知的財産研究科 国際知的財産研究会例会

棚橋祐治

1. 2015年3月18日, 「営業秘密の保護」について, 日本知的財産協会フェアトレード委員会3月委員会(討論会)〈不正競争防止法の改正と今後の課題〉, 石川県金沢市
2. *2015年1月15日, 「日本の不正競争防止法における営業秘密の保護の強化と日米欧中の比較」, シンポジウム「営業秘密保護のこれまでとこれから」基調講演, 明治大学(日本)

田村善之

1. 2016年2月18日, "Recent Developments and Issues regarding the IP High Court in Japan", Asia Pacific IP Forum: "East Meets West" Comparative Transnational IP Law in Practice, シアトル(USA)
2. 2015年12月6日, 「日本の知的財産権に係る損害賠償制度の現状と今後のあり方について」, 明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム「TPPと知的財産権侵害における損害賠償制度—法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心に—」, 明治大学(東京都)

3. 2015年11月10日,「裁判例にみる営業秘密の保護の実像とその課題～2015年不正競争防止法改正の意義～」,IPrism 知的財産シンポジウム「営業秘密保護の強化と展望」,大阪大学(大阪市)
4. 2015年6月12日,“Patent ‘Right’ in Transition : Denial of Injunction Considering Patent”, Seminar on Standards, IP and Competition Policy, 九州大学(福岡市)
5. 2015年6月8日,“Recent Developments and Issues regarding the IP High Court in Japan”, 2015 Asia-Pacific Intellectual Property Forum, 国立台湾大学(台湾・台北市)
6. 2015年6月7日,「知的財産の利用行為に対する規制手法の選択」, 著作権法学会 2015年度研究大会, 一橋記念講堂(東京都)
7. *2015年3月28日,“Recent Developments and Issues regarding the IP High Court in Japan”, CJK Seminar on Judicial Reform and Judicial Protection of Intellectual Property, 北京世紀華天大酒店(北京理工大学主催)(中国・北京)
8. 2015年3月27日,“Recent Developments and Issues regarding the Intellectual Property High Court in Japan”, 清華知的財産権学術講座シリーズ, 清華大学法学院明理楼一階報告ホール(中国・北京)
9. 2015年3月26日,“Japanese Intellectual Property Law : Current Trends and Issues”, 特別講演, 北京外国語大学法学院模擬裁判所(中国・北京)
10. 2014年11月14日,“Trends in Japanese Court Rulings regarding Unauthorized Use of Trade Secrets”, シンポジウム「営業秘密保護および知的財産訴訟手続きの実務と理論発展の趨勢」, 台湾大学集思會議センター国際會議ホール(台湾・台北)
11. 2014年11月13日,“Right to Seek Transfer of Patents Based on Usurped Applications – Summary of the Amendment to the Patent Act in 2011 and Issues to Be Solved –”, International Symposium on Patent Application and Litigation Practices, 台湾經濟部知的財産局(台湾・台北)
12. 2014年10月17日,“Recent Developments and Issues Regarding the IP High Court in Japan”, The EU Patent Package: Multidisciplinary and International Perspectives, Royal Flemish Academy of Belgium for Science and the Arts (Brussels, Belgium)
13. 2014年10月1日-2日,“Regulation Against Imitation of the Configuration of Goods in Japan – Protection of the First Mover Advantage –”, The 2nd Asia Pacific IP Forum, JW マリオット・ホテル・ソウル(韓国・ソウル)
14. 2014年5月15日,「日本の知的財産高等裁判所の現状と課題」, 特別講義, 成均館大学校法科大学(韓国・ソウル)
15. 2014年5月15日,「営業秘密の不正利用行為に関する日本の裁判例の動向」, 第4回国際知識財産権及び産業保安コンファレンス, ロッテホテルソウル(韓国・ソウル)
16. 2014年3月28日,“Copyright Reform in Japan An Analysis of ‘Structural Problems’ in the Internet Age”, Special Lecture on Intellectual Property Law in Japan, 深圳市(中国)
17. 2014年3月1日,“IP-Based Nation(知財立国) : Strategy of Japan”, 第三回グローバル特許権行使戦略セミナー(東京)
18. *2013年4月7日,「日本の知財立国の動向とその将来像」, 東アジア知的財産権フォーラム, 蘇州市(中国)
19. 2013年12月6-7日,“Patent Law Design in the Open Innovation Era”, “The 4th Asia-Pacific Innovation Conference”, 台北市(台湾)
20. 2013年12月5日,“Copyright Reform in Japan: An Analysis of ‘Structural Problems’ in the Internet Age”, 日台知的財産ワークショップ, 新北市(台湾)
21. 2013年11月16 - 17日,“Copyright Reform in Japan: An Analysis of ‘Structural Problems’ in the Internet Age”, “The First Asia-Pacific Intellectual Property Forum”, 蘇州市(中国)
22. 2013年10月23日,“Innovation and Patents in IT Industry”, 2013 Judicial Symposium in Korea,

ソウル（韓国）

23. 2013年9月15日, “Rethinking Copyright Institution for the Digital Age”, “Central–China International Copyright Forum”, 武漢市（中国）
24. 2013年5月, AIPLA 2013 Spring Meeting, IP–Based Nation: Strategy of Japan, シアトル（USA）
25. *2013年4月7日, 「日本の知財立国の動向とその将来像」, 東アジア知的財産権フォーラム, 蘇州市（中国）
26. *2013年3月12日, 「立体商標登録の要件論」, デザイン法研究会, 金沢工業大学虎ノ門キャンパス（東京都）
27. 2013年2月, 集中講義, マーストリヒト大学（オランダ）
28. 2013年2月, “IP in Japan”, EIPIN Workshop, マーストリヒト大学（オランダ）
29. 2012年12月, “Denial of Injunctive Relief On Grounds of Equity (中山一郎教授と共同報告)” The Fifth Conference on European and Asian Intellectual Property Rights: Compulsory Licensing, 中央研究院（台湾）
30. 2012年6月, “Legal Interests Protected by Trademark Law”, 中国商標法公布30周年及び中国商標法改正記念国際シンポジウム, 西南政法大学（中国重慶市）
31. *2012年6月10日, 「パブリシティの権利の侵害行為」, 明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI) セミナー「パブリシティ権を巡る諸問題 ピンク・レディー判決を契機に」, 明治大学
32. 2012年4月, “IP–Based Nation: Strategy of Japan”, Emerging Markets and the World Patent Order: Rules for an Altered Landscape, フロリダ州立大学ロースクール（米国フロリダ州）
33. 2012年5月, “Conceptual Fallacies Behind the Idea of an Area Without Protection of Intellectual Works”, Conference on Innovation and Communications Law (CICL) 2012, トウルク大学（フィンランド）
34. *2011年11月8日, 「知財立国の動向とその将来像」, (社) 韓中知的財産権学会国際セミナー「日中韓における知的財産法制の展開動向と著作権問題の点検」, 韓国
35. *2011年8月3日, 「特許法におけるミクロ的正義とマクロ的正義」, 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業公開シンポジウム「改正特許法の評価と課題—実務・理論の両面から」第二部パネルディスカッション, 明治大学

田上麻衣子

1. 2012年12月9日, 「統合医療に関わる伝統的知識と知的財産に関する議論の現状と課題」, 第16回日本統合医療学会シンポジウム9「統合医療における遺伝資源と伝統的知識の問題」, 大阪大学コンベンションセンター
2. 2012年6月, 「鍼灸に関する伝統的知識の現状と課題」, 第61回全日本鍼灸学会学術大会, 四日市市文化会館
3. 2012年6月, 「伝統的知識の保護をめぐる名古屋議定書の成果、限界」, 中京大学 CBDCOP10

フォローアップシンポジウム

4. 2011年9月、「生物多様性条約と伝統的知識の保護—知財関連の議論の現状と今後の課題—」, 第110回日本熱帯農業学会シンポジウム, 信州大学

小島立

1. 2013年11月27日, "Cultural Diversity and International Law: From the Perspective of Cultural Policy and with particular regard to the UNESCO Conventions," マチェラータ大学法学部講演会(招待講演), マチェラータ(イタリア)
2. 2013年3月20日, "The Role of Public Libraries in an Era of Digital Publishing" (英語報告), "Copyright and Digital Media – the view from Japan" Institute of Advanced Legal Studies School of Advanced Study, University of London
3. 2013年2月4日, 「ファッションと法についての基礎的考察」, 第37回東京大学著作権法等研究会, 東京大学
4. 2012年7月28日, "Quasi-Fair Use?: The "Flexible" Statutory Interpretation of Existing Copyright Doctrines in Japan" (英語報告), 北海道大学大学院法学研究科グローバルCOE主催国際シンポジウム"Changing Societies, Changing Intellectual Property Law: Reflections from the East Asian Perspective", 北海道大学
5. 2012年1月7日, "Cultural Diversity and the Law", 九州大学創立100周年記念シンポジウム"Cultural Diversity in a Hundred Years: Prospects and Policies", 九州大学
6. *2011年11月25日, 「著作権の保護期間—文化政策の観点から」, (社)韓中知的財産権学会国際セミナー「日中韓における知的財産法制の展開動向と著作権問題の点検」, 韓国

瀧麻衣子

1. 2015年8月27日「知的財産法と経済法: JASRAC判決を素材として」香川大学法学部講演会「性質決定研究の現在」, 香川大学

4. 本プロジェクトによるシンポジウム

- ① *TPP と知的財産権侵害における損害賠償制度—法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐっての検討を中心に—

〔開催日時〕 2015年12月6日

〔プログラム〕 主催者挨拶 高倉成男 (明治大学法科大学院教授)

第一部 基調講演

奥邨弘司 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

「米国著作権法・商標法 (Lanham Act) における法定損害賠償・追加的損害賠償制度の概要」

前田健 (神戸大学大学院法学研究科准教授)

「TPP による要求内容と国内法による対応」

田村善之（北海道大学大学院法学研究科教授）

「日本の知的財産権に係る損害賠償制度の現状と今後のあり方について

第二部 パネルディスカッション

（パネリスト）

奥邨弘司（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

窪田充見（神戸大学大学院法学研究科教授）

田村善之（北海道大学大学院法学研究科教授）

前田健（神戸大学大学院法学研究科准教授）

森田宏樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

三村量一（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

（司会） 金子敏哉（明治大学法学部准教授）

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>（明治大学知的財産法政策研究所のホームページ）において議事録・資料を公表。

〔参加申込者〕 約 200 名

〔概要〕 本シンポジウムでは、2015年10月5日に大筋合意に至ったTPP（環太平洋パートナーシップ協定）において、商標の不正使用・著作権侵害等につき法定損害賠償・追加的損害賠償制度を設けるべきとされていたことを踏まえて、知的財産権侵害に係る損害賠償制度のあり方について、民法・知的財産法の有識者、実務家を招いて議論を行った。

第一部では、3人の知的財産法研究者が登壇し、米国の状況、TPPの要求項目、日本の知的財産をめぐる損害賠償制度の現状と今後のあり方についての基調講演が行われた。

第二部では、第一部の登壇者に加えて、民事法研究者、裁判官としての経験も有する実務家が登壇をし、現在の日本の知的財産損害賠償制度とTPPへの具体的な対応のあり方について、理論的にも実務的にも高度な議論が展開された。

これまで法定損害賠償制度等については日本では十分な議論がなかった中で行われた本シンポジウムでの議論は、その後の審議会でのTPPへの対応をめぐる検討においても大きな意義を有するものとなった。

〔終了後のWEBアンケート結果による評価〕

シンポジウム終了後のWEBアンケートでは、本シンポジウムに対する全体的な感想について、極めて高い評価（「大変良かった」24、「良かった」16、「普通」1、「やや不満である」2、「大変不満である」0）を受けている。

② *著作権集中管理団体と競争法のあり方-JASRAC 最高裁判決を契機に

〔開催日時〕 2015年8月19日

〔プログラム〕 主催者挨拶 金子敏哉（明治大学法学部准教授）

第一部 基調講演

川瀬真（横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授）

「著作権等に関する集中管理制度の現状と課題について」

滝澤紗矢子（東北大学大学院法学研究科准教授）

「JASRAC 最高裁判決の法的検討」

第二部 パネルディスカッション

安藤和宏（東洋大学法学部准教授・株式会社セプティマ・レイ代表取締役）

「なぜ JASRAC の独占は崩れないのか」

今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）

「欧州における権利の集中管理をめぐる近時の動向について」

大久保直樹（学習院大学法学部教授）

「川上市場（対権利者）と独占禁止法」

川瀬真（横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授）

滝澤紗矢子（東北大学大学院法学研究科准教授）

司会 瀧麻依子（明治大学知的財産法政策研究所研究推進員）

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において議事録を公表する予定。

〔参加申込者〕 約 200 名

〔概要〕 本シンポジウムでは、JASRAC の包括徴収方式（テレビ放送での楽曲の利用につき、JASRAC 管理楽曲の利用率に関わらず一定額を使用料として放送局が支払う方式）が独占禁止法に違反するか否かを巡る最高裁判決を契機として、著作権の集中管理団体と競争法のあり方についての検討を行った。

第一部では、文化庁在職中に著作権等管理事業法の制定に深く関わった川瀬真氏による管理事業法の趣旨と集中管理制度の趣旨と課題についての講演と、経済法を専門とする滝澤紗矢子氏から競争法からみた最高裁判決の位置づけについての基調講演が行われた。

第二部では、大久保氏、安藤氏、今村氏による個別報告も踏まえて、独占禁止法と管理事業法の関係、集中管理制度と競争法のあり方についてのパネルディスカッションが瀧麻依子研究員の司会のもと行われた。特に、管理事業者間の競争状態の実現が望ましいとする意見と、管理事業者間の法的な独占は問題があるが結果としての独占はやむを得ないとする意見、国際競争の観点からすればむしろ独占が望ましいとの意見の間で非常に活発な議論が展開された。

〔終了後の WEB アンケート結果による評価〕

シンポジウム終了後の WEB アンケートでは、本シンポジウムに対する全体的な感想について、極めて高い評価(「大変良かった」 28、「良かった」 36、「普通」 1、「やや不満である」 0、「大変不満である」 0)を受けている。

③ * 著作権・表現の自由・刑事罰

〔開催日時〕 2015 年 3 月 24 日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘（明治大学研究・知財戦略機構特任教授）

第一部 他人の作品の利用による創作と著作権・表現の自由

基調講演

木下昌彦（神戸大学大学院法学研究科准教授）、前田健（神戸大学大学院法学研究科准教授） 「著作権法の憲法適合的解釈に向けて ―ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服―」

パネルディスカッション

上野達弘（早稲田大学大学院法務研究科教授）

木下昌彦（神戸大学大学院法学研究科准教授）

福井健策（弁護士・日本大学芸術学部客員教授）

前田健（神戸大学大学院法学研究科准教授）

司会：金子敏哉（明治大学法学部准教授）

第二部 著作権と刑事罰

基調講演

桑野雄一郎（弁護士・島根大学大学院法務研究科教授）

「著作権法違反事件に関する実体法・手続法上の問題点」

今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）

「著作権侵害への刑事罰の適用に関する諸外国の状況」

金子敏哉（明治大学法学部准教授）

「著作権侵害への刑事罰の適用のあり方 ―民事と刑事の役割分担に向けて―」

パネルディスカッション、質疑応答

伊藤真（弁護士）

今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）

内田幸隆（明治大学法学部准教授）

黒澤睦（明治大学法学部准教授）

木下昌彦（神戸大学大学院法学研究科准教授）

前田健（神戸大学法学研究科准教授）

司会：金子敏哉（明治大学法学部准教授）

[ホームページ上での公開]

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において議事録を公表している。

[参加申込者] 約 400 名

[概要]

本シンポジウムでは、ハイスコアガール事件（連載漫画でのゲームのキャラクターの利用が著作権侵害に当たるとして、著作権による刑事告訴、出版社・マンガ家への家宅捜索が行われ、他方、出版社からは債務不存在確認訴訟が提起された事案）を背景として、第一部では、著作権法と表現の自由との関係、第二部では、著作権と刑事罰の関係を中心に議論が行われた。本シンポジウムは、本事業による著作権と表現の

自由、著作権と刑事手続を巡る一連の研究の成果であるとともに、二次創作・同人創作活動との関係（TPPによる非親告罪化）では科研費基盤研究（A）「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」（研究代表者：中山信弘）の研究成果でもあるため、両プロジェクトの共催として実施をしている。

第一部では、木下昌彦氏（神戸大学准教授）と前田健（神戸大学准教授）による共同報告において、著作権法と表現の自由の関係、憲法適合的解釈の観点からみた引用要件の再構成の報告がされた。続くパネルディスカッションでは、木下氏、前田氏に、上野達弘氏（早稲田大学教授）と福井建策氏（弁護士）が加わり、著作者の権利の憲法的位置づけや、引用の具体的な解釈、TPP交渉と非親告罪化の関係について、議論が行われた。

第二部の基調講演では、桑野雄一郎氏（弁護士）から、著作権と刑事罰・刑事手続を巡る実務上の諸問題について、研究分担者の今村哲也（明治大学准教授）より著作権と刑事罰を巡る国際条約・海外の運用状況について、研究分担者の金子敏哉（明治大学准教授）より民事と刑事の役割分担の観点から見た解釈論・立法論上の提言についての報告がそれぞれなされた。その後のパネルディスカッションでは、著作権実務の観点から伊藤真氏（弁護士）、刑法学を専門とする内田幸隆氏（明治大学准教授）、刑事訴訟法を専門とする黒澤睦氏（明治大学准教授）が登壇し、著作権と刑事責任を巡る実体法・手続法上の諸問題について、第一部の議論内容と合わせて活発な議論がされた。

著作権と表現の自由、刑事罰を巡る問題について、著作権法研究者、実務家と憲法学者、刑事法学者が議論をする研究会・シンポジウムは従前にはないものであり、本シンポジウムでの議論は社会に対する情報発信という点のみならず、今後の議論に対する問題提起として大きな意義を有するものである。

〔終了後のWEBアンケート結果による評価〕

全体についての感想を求める設問がなかったため、各基調講演、パネルディスカッションについての集計を以下の表に示す)

| | 大変良かった | 良かった | 普通 | やや不満 | 大変不満 |
|---------|--------|------|----|------|------|
| 木下・前田講演 | 38 | 24 | 6 | 1 | 0 |
| 第一部パネル | 38 | 21 | 3 | 4 | 0 |
| 桑野講演 | 36 | 22 | 8 | 0 | 0 |
| 今村講演 | 22 | 21 | 19 | 2 | 0 |
| 金子講演 | 24 | 26 | 13 | 1 | 1 |
| 第二部パネル | 20 | 24 | 10 | 8 | 0 |

④ *営業秘密保護のこれまでとこれから

〔開催日時〕 2015年1月15日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第一部 基調講演

棚橋祐治 (金沢工業大学教授、石油資源開発(株)代表取締役会長、弁護士)

「日本の不正競争防止法における営業秘密の保護の強化と日米欧中の比較」

木尾修文 (経済産業省経済産業局知的財産政策室室長)

「営業秘密保護強化に関する最近の政策展開について」

第二部 パネルディスカッション

木尾修文 (経済産業省経済産業局知的財産政策室室長)

熊谷健一 (明治大学法科大学院教授)

林いづみ (弁護士) 「営業秘密の不正利用行為を巡る実務上の観点」

山根崇邦 (同志社大学准教授) 「不競法2条1項4号・7号の規律の構造」

横山久芳 (学習院大学教授)

(司会) 金子敏哉 (明治大学准教授) [ホームページ上での公開]

[ホームページ上での公開]

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において議事録を公表している。

〔参加申込者〕 約 270名

〔概要〕

第一部では、基調講演として、研究分担者の棚橋祐治氏(金沢工業大学教授)より、1990年の営業秘密保護規定の導入から現在までの展開と海外の動向について、また木尾修文氏(経済産業省経済産業局知的財産政策室室長)より、また産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会における営業秘密保護管理指針の改訂や法改正についての検討状況についての報告がされた。

第二部では、冒頭に、林いづみ氏(弁護士)から、営業秘密保護の実務上の諸問題について、法改正による推定規定導入の是非等も含めて、また山根崇邦氏(同志社大学准教授)より不競法2条1項4号と7号の規定の各要件(秘密管理性や図利加害目的)の相互関係についての報告が行われた。これらの報告と、第一部の基調講演の内容とあわせて、木尾氏、横山久芳氏(学習院大学教授)、研究分担者の熊谷健一(明治大学教授)を交えて、パネルディスカッションを行った(司会は研究分担者の金子敏哉)。

〔終了後のWEBアンケート結果による評価〕

シンポジウム終了後のアンケートでも、シンポジウム全体に対する感想として、大変良かった(29)、良かった(37)、普通(3)、やや不満(0)、大変不満(0)との極めて高い評価を受けている。

⑤ *「平成 24 年著作権法改正の評価と課題」

[開催日時] 2012 年 8 月 4 日

[プログラム]

問題提起 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第 1 部 基調講演

「改正著作権法の解説」

永山裕二 (前文化庁長官官房著作権課長)

「改正著作権法で見えてきたもの」

福井健策 (弁護士・日本大学芸術学部客員教授)

第 2 部 パネルディスカッション

「平成 24 年著作権法改正の評価と課題」

(パネラー)

上野達弘 (立教大学法学部国際ビジネス法学科教授)

奥邨弘司 (神奈川大学経営学部国際経営学科准教授)

永山裕二 (前文化庁長官官房著作権課長)

福井健策 (弁護士・日本大学芸術学部客員教授)

(司会) 金子敏哉 (明治大学法学部専任講師)

[ホームページ上での公開]

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において、開会の辞、第一部基調講演の資料及び議事録、第 2 部パネルディスカッションの議事録全文を公表している。

[参加申込者] 509 名

[概要]

第 180 回国会に内閣より提出された「著作権法の一部を改正する法律案」は、衆議院文部科学委員会で提出された修正案と合わせて可決・成立し、平成 24 年 6 月 27 日法律第 43 号として公布された。この改正法の内容とともに、権利制限の一般条項を巡る議論から平成 24 年改正法の内容に至る経緯、国会における修正等、改正に至るプロセスもまた大きな注目を集めている。これらの点につき、著作権法の改正に携わった文化庁の担当者による改正法の経緯と概要についての解説、および、本改正の内容及びプロセスの評価と今後の課題について、弁護士・研究者による討論が行われた。

[終了後の WEB アンケート結果による評価]

シンポジウム終了後、参加申込み時のメールアドレス宛に協力を依頼した WEB アンケートでは、本シンポジウムに対する全体的な感想について、高い評価(「大変良かった」 98、「良かった」 68、「普通」 5、「やや不満である」 4、「大変不満である」

0)を受けている。

⑥ * 「パブリシティ権を巡る諸問題 ピンク・レディー判決を契機に」

〔開催日時〕 2012年6月10日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第1部 基調講演

「ピンク・レディー事件 最高裁判決の概要と問題提起」

金子敏哉 (明治大学法学部専任講師)

「パブリシティの権利構成の展開とその意味」

本山雅弘 (国土館大学法学部教授)

「人格権周辺法との関係—肖像権・プライバシー権」

内藤篤 (弁護士)

「パブリシティ権侵害の要件論考察」

田村善之 (北海道大学大学院法学研究科教授)

第2部 パネルディスカッション「ピンク・レディー判決の評価と課題」

(パネラー) 内藤篤 田村善之 本山雅弘 (司会) 金子敏哉

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において、開会の辞、第一部基調講演の資料の一部、第2部パネルディスカッションの議事録全文を公表している。

〔参加申込者〕 264名

〔概要〕

最判平成24年2月2日平成21(受)2056〔ピンク・レディー事件上告審〕は、人の氏名、肖像等の有する顧客吸引力を排他的に利用する権利(パブリシティ権)について、最高裁判所としてはじめての判断を示した。この判決を契機として、パブリシティ権の法的性質、侵害となる行為類型、表現の自由との関係、行使主体や損害論等の諸論点について、研究者・弁護士を招き、討論をおこなった。

⑦ * 「改正特許法の評価と課題 一実務・理論の両面から」

〔開催日時〕 2011年8月3日

〔プログラム〕

開会の辞 中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

第一部 「改正特許法の解説」 広実郁郎 (前特許庁総務部総務課長)

第二部 パネルディスカッション 「実務的・理論的視点からの検討」

パネラー:

田村善之 (北海道大学大学院法学研究科教授)

「特許法におけるミクロ的正義とマクロ的正義」

片山英二（阿部・井窪・片山法律事務所弁護士）

「残された問題点から」

飯村敏明（知的財産高等裁判所総括判事）

「侵害訴訟の確定判決と無効審決等確定による再審を巡る諸問題」

司会：高倉成男（明治大学法科大学院教授）

総合司会：熊谷健一（明治大学法科大学院教授）

〔ホームページ上での公開〕

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html>(明治大学知的財産法政策研究所のホームページ)において、開会の辞、第2部の個別報告とパネルディスカッションの議事録全文を公表している。

〔参加申込者〕 674名

〔概要〕

平成23年6月の特許法の改正について、公開シンポジウムを行った。第一部では、改正に携わった広実郁郎・前特許庁総務部総務課により、改正の経緯と概要について説明がされ、第二部では、高倉成男教授の司会のもと、飯村敏明・知的財産高等裁判所判事、片山英二・弁護士、田村善之教授をパネリストとして「実務的・理論的視点からの検討」との表題のもと、パネルディスカッションを行った。

5. 研究会の開催

本プロジェクトの一環として、研究者・実務家を招聘して開催された主な研究会は以下の通りである。（開催日順）

<2011年12月20日>

場所：アカデミーコモン 7階中山信弘研究室(2013年3月の移転以前の本研究プロジェクトの中心施設)

時間：18時～20時

報告者：Hazucha Branislav（北海道大学）

演題：Indirect Copyright Liability in a Comparative Perspective
Technology Providers' Duties of Care in the Digital Environment

参加者：10名 中山信弘・金子敏哉・大野幸夫・金久美子・澤田悠紀（明治大学）・小島立（九州大学）・上野達弘（立教大学）・武生昌士（知財研）・駒田泰土（上智大学）・田村善之（北海道大学）

議題等内容：

プロバイダに対する厳格責任等に示される著作権の厳しい権利行使と、人々の遵法意識の関係などについて報告がされた。特に、友人間の複製、動画の転送サービス、コンサートでの録音等の利用形態につき法によって禁止されることへの利用者の抵抗感についてのアンケート調査と、調査結果に基づく実証分析について、活発な議論が展開された。

<2012年2月17日>

場所：紫紺館 S2 会議室

時間：10 時～12 時

報告者：Christopher Heath (欧州特許庁)

演題：New Developments in European Patent Law- Patent Exclusions and Patentability

参加者：9 名 中山信弘・高倉成男・熊谷健一・金子敏哉・瀧麻依子・金久美子 (明治大学)・島並良 (神戸大学)・青木大也 (大阪大学知的財産センター)・中山一郎 (国学院大学)

議題等内容：

欧州特許庁裁判官 Christopher Heath 博士を招聘し、” Issues of Patentability in Europe ” のテーマでご報告をいただいた。Heath 博士は、かつて中山信弘の指導のもと東京大学にて研究を行う等日本の状況にも精通しており、今回の報告も日本語にて行われた。報告の概略は以下のようなものである。はじめにヨーロッパの特許制度に関して説明が行われた。すなわち、欧州特許条約 (EPC) のもと、欧州裁判所 (ECJ)、欧州特許庁 (EPO)、それぞれの判決・審判と各加盟国の裁判所との関係等、また、今度の欧州特許制度について、概略の説明が行われた。これをふまえ、欧州特許条約の下での特許性 (patentability) についての論点について報告が行われた。具体的には、医薬の第二用途についてのスイス型クレームに対する扱いの変更、投薬方法の特許性について各国間で見解が分かっている現状、また、いわゆるバイオテクノロジー指令における公序の解釈に対する議論、例えば、ヒトの胚を利用した発明の特許性に関する議論、遺伝子特許とバイオテクノロジー指令 (モンサント事件を素材に) など、近年話題となったさまざまなトピックについて報告が行われた。報告のあとは、各人の興味関心の点からさまざまな質問がなされた。欧州特許庁の審判官という Heath 博士の立場からみたヨーロッパの状況、また、ヨーロッパにとどまらずアメリカや日本を含めた幅広い範囲の問題について、活発に議論が行われた。

<2012 年 11 月 9 日>

場所：アカデミーコモン 7 階中山信弘研究室

時間：15 時～16 時 30 分

報告者：Christian Schwarzenegger (チューリッヒ大学)

演題：Intellectual Property and its Appropriate Regulations in the Time of Cloud-Computing-Criminal Law

参加者：6 名 中山信弘・大野幸夫・夏井高人・金子敏哉・瀧麻依子 (明治大学)、Peng Zhe (ワシントン大学先端知的財産研究センター)

議題等内容：

シュワルツネッカー氏はスイス・チューリッヒ大学法学部長 (2012 年より) であり、専門の刑事法分野のみでなく、知的財産権からインターネット・クラウドシステムなど情報法まで広い領域で深い造詣をもつ研究者である。1994 年～1999 年まで新潟大学と愛知大学の法学部に各々 3 年滞在していたため、日本語も堪能であることから、日本の法制度も理解しており、最近の日本の判例 (Winny 事件、まねき TV 事件) の問題点についても P2P ソフト (デュアルユースソフト) を軸に議論を展開していた。「Cybercrime」という掲題のレジュメに沿って講演が行われ、その後に出席者との質疑応答がなされた。レジュメではクラウドシステムなどインターネットの高度利用が進展するに伴う犯罪傾向の動き (詐欺等の増加) と世界的対策 (G8、WTO、WIPO) の解説の後、最近の ACTA (模倣品、海賊版対策条約) とこれに対するドイツ等の海賊党の動きなど新しい潮流が示された。コンテンツ関係では Sharereactor Case や Kinoto Case のように放送、映像分野では違法利用規制の難しさ (各国間連携での取締) が浮き彫りとなっていることが分かった。レジュメの結論では、従来から我国でも議論されてきているアナログ規制を中心としてきた著作権法制度の変革の必要性和地域や国による知財概念の相違もクラウドシステム化の中では規制の障碍となる可能性が大きいと指摘されている。参加者 (大野幸夫、夏井高人、金子敏哉、瀧麻依子、Peng Zhe) との間で、ACTA の解釈や中国の状況との対比等、活発な議論がされた。

<2012年12月25日>

場所：アカデミーコモン7階研究知財会議室

時間：18時～20時

報告者：Peng Zhe(明治大学知的財産法政策研究所研究推進員)

演題：A Story of Judicial Lawmaking in China How Patent Claim Construction Evolved in the Court

参加者：9名 中山信弘・夏井高人・高倉成男・金子敏哉・湊麻依子・澤田悠紀・金久美子・武生昌士（明治大学）、特許庁より1名

議題等内容：

Peng Zhe氏は、2012年10月から12月から、本プロジェクトにより明治大学に研究推進員として雇用されたが、研究推進員としての調査内容（日本の裁判官等へのヒアリングも含む）の最終報告として、表題のテーマにつき、中華人民共和国における裁判所による法形成についての報告がされた。中国の司法制度と日本の司法制度の相違点をふまえつつ、非常に活発な議論がなされた。

<2013年7月26日>

場所：グローバルフロント8階中山信弘研究室

時間：10時～12時30分

報告者：八田真行（駿河台大学）

演題：GPLライセンスとオープンソースの法的性質について

参加者：2名 金子敏哉（明治大学）、小島立（九州大学）

議題等内容：

オープンソースの活動において非常に重要な役割を果たしているGPLライセンスについて、その第三次案の改定に参加した八田真行駿河台大学専任講師を招聘し、GPLライセンスの法的性質、日本法における取扱について3時間を超える活発な議論を行った。その議論の成果は、2014年に予定されている比較法アカデミーでのパブリックライセンスについてのナショナルレポートに反映される予定である。

<2014年1月30日>

場所：中山信弘研究室、サロン燦

時間：10時～18時

報告者：小島立（九州大学）

演題：「希望の壁事件」を契機として

参加者：9名 中山信弘・今村哲也・金子敏哉・澤田悠紀（以上明治大学）島並良（神戸大学）、上野達弘（早稲田大学）、横山久芳（学習院大学）、武生昌士（法政大学）、小島立（九州大学）

議題等内容：

「新梅田シティ」内の庭園を設計した債権者が、当該庭園内に「希望の壁」との大きな壁を設置することが、庭園に係る同一性保持権を侵害するとして申立てた仮処分事件（当該公園大阪地決平成25年9月6日平成25年（ヨ）20003号〔希望の壁事件〕を題材に、庭園の著作物性、同一性保持権と著作権法20条2項2号の「建築物」「模様替え」の解釈、ランドスケープデザイン・景観規制と著作権法の関係、作品の外部の要素・コンテクストをも著作物の表現と捉えることの是非等について、長時間にわたる活発な議論がされた。

*＜2014年2月28日＞

場所：明治大学駿河台キャンパス研究棟4階第一会議室

時間：14時～17時30分

報告者：Reto Hilty 教授、Matthias Lamping 研究員(マックスプランクイノベーション・競争法研究所)

演題：“Patent Declaration Project”

参加者：32名 Lee Nari (Professor, HANKEN School of Economics)、田村善之(北海道大学教授)、李揚(中国深セン大学法学院教授)、Christoph Rademacher(早稲田大学助教)、尾島明(最高裁判所上席調査官)、夏目健一郎(WIPO 日本事務所所長)、高橋克(内閣官房知財事務局参事官補佐)、福田聡(特許庁国際政策課国際制度企画官)、中山一郎(國學院大學教授)、鈴木将文(名古屋大学法科大学院教授)、石川知子(早稲田大学助教)、高倉成男(明治大学法科大学院教授)、夏井高人(明治大学法学部教授)、金子敏哉(明治大学法学部講師) 他

議題等内容：

Hilty 教授や Lamping 氏らを中心に、TRIPs 協定の解釈に関する”Patent Declaration Project”の現在のドラフト案を元に、休憩をはさみ3時間30分を超える議論が行われた。

“Patent Declaration Project”の目的、各条項の内容等について、Hilty 教授や Lamping 氏による解説の後、それぞれについてフロアとの議論がされる形で検討が進められた。議論には、“Patent Declaration Project”のドラフティングに関わった Lee Nari 教授、中山一郎教授の他(司会の田村善之教授も策定に関与)の他、研究者、実務家(特許庁、内閣府、最高裁)が数多く参加し、条約解釈の基本的な手法のあり方や、強制実施権とノウハウの提供等の論点について活発な議論が行われた。

<2014年6月24日>

場所：明治大学グローバルフロント7階C4会議室

時間：13時～15時

報告者：山根崇邦(同志社大学法学部准教授)

演題：情報の不法行為を通じた保護

参加者：10名 中山信弘・熊谷健一・今村哲也・金子敏哉・大野幸夫・石井美緒・瀧麻依子(以上明治大学)、小島崇弘(上智大学)、山根崇邦(同志社大学)、蘆立順美(東北大学)

*1名スカイプ参加

議題等内容：

知的財産法が直接には保護の対象とはしていない情報について、民法の不法行為からの保護の可能性や限界について報告が行われた。まず情報の利用行為について知的財産法による規律の構造を分析したうえで、「情報」について民法709条による保護が争われた事例を多数取り上げ、対象となる情報の特質や利用の態様に応じていくつかのカテゴリーに分類し、それぞれ事案の具体的内容や判断の特徴についての詳細な分析が報告された。質疑応答においては、出発点として「財としての情報」について定義する必要があるという指

摘に始まり、情報の保護に対する民法学者と知的財産法学者の根本的なアプローチの違い、各カテゴリーにおける判断の特質、あるいはカテゴリーに明確に分類することの難点、さらに実務上の問題点・解決策など、さまざまな角度から質問が出されディスカッションが行われた。

<2014年7月1日>

場所：明治大学グローバルフロント7階C4会議室

時間：14時30分～16時10分

報告者：京俊介（中京大学）

演題：政治学と法—法政策形成過程のメカニズム—

参加者：9名 中山信弘・熊谷健一・今村哲也・金子敏哉・大野幸夫（以上明治大学）、京俊介（中京大学）小島崇弘（上智大学）、桶田大介（北浜法律事務所）、白田秀彰（法政大学）

議題等内容：

京氏による、政治学の観点から、著作権法の政策形成過程における各アクターの行動についての講演をふまえて、近年の出版権を巡る法改正等の具体的な例を題材に、政治家・官庁・研究者・利害関係者等の活動のあり方についての議論がされた。

<2015年6月5日>

場所：明治大学研究棟4階第一会議室

時間：18時30分～20時

テーマ：Merges教授（UC Berkeley Law School）との意見交換会

参加者：19名 Robert P. Merges（UC Berkeley Law School）、高倉成男・熊谷健一・今村哲也・金子敏哉・澁麻衣子・澤田悠紀（以上明治大学）。田村善之（北海道大学）、杉浦敦（大阪工業大学）、潮海久雄（筑波大学）、山根崇邦（同志社大学）、前田健（神戸大学）、長谷川遼（立教大学）、比良友佳理（京都教育大学）、末宗達行（早稲田大学）、劉影（北海道大学）、辻雄一郎（筑波大学）、本間友孝（特許庁）

議題など内容：

アメリカの知的財産法の議論をリードする Robert P. Merges 教授（UC Berkeley Law School）を招き、国内の知的財産法研究者との意見交換会を行った。まず、高倉成男教授が現在の日本の知的財産法をとりまく状況と明治大学知的財産法政策研究所の研究プロジェクトについて説明を行った後、参加者全員が自身の研究テーマについて紹介を行った。Merges 教授からは、これまでの研究の経緯から現在関心を持っているトピック、また日本の知的財産法に対するコメントなどのスピーチが行われた。続いて、質疑応答を行った。参加者には、Merges 教授の著書の翻訳版の執筆者も含まれ、特に近時の Merges 教授の著書の内容についての質問が行われたほか、従来の Merges 説からの変遷やこれからの知的財産法のあり方への展望などの観点から活発な議論が行われた。

*<2015年8月28日>

場所：明治大学研究棟2階第9会議室

時間：13時～16時

テーマ：研究成果報告会（私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「情報財の多元的価値と創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系再構築」及び科研費基盤研究B「標章の保

護と公共政策に関する総合研究」

報告者：高倉成男（特許法分野）、熊谷健一（商標法分野）、夏井高人（情報財の概念）、金子敏哉（著作権法・不競法等分野）

参加者（本事業のメンバー）：高倉成男・熊谷健一・夏井高人・金子敏哉・澤田悠紀・瀧麻衣子（以上、明治大学）、小島立（九州大学）

参加者（本事業以外のメンバー）：澤井敬史（日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会部会長代行、東京理科大学教授）、市村直也（金沢工業大学教授）、桶田大介（弁護士）、田中辰雄（慶應義塾大学）、潮海久雄（筑波大学）、前田健（神戸大学）、青木大也（大阪大学）

内容：本事業（及び本事業の成果に基づく科研費基盤（B））の研究成果の概要について、各分野のサブリーダー（特許につき高倉、商標につき熊谷、著作権等につき金子）及び情報財の概念等につき夏井による報告が行われ、各報告について外部有識者（企業、弁護士、経済学者等も含む）からのコメントと、今後の知的財産法政策形成のあり方についての議論が行われた。特に分野やバックグラウンドを超えた議論とそのための場の重要性とともに、政策形成における実証的なデータに基づいた政策提言の必要性が指摘された。

<2016年1月8日>

場所：グローバルフロント7階C4会議室

時間：15時～17時

報告者：田代滉貴（九州大学大学院博士後期課程）

演題：JASRAC事件最高裁判決について

参加者：6名 金子敏哉・瀧麻衣子(以上明治大学)、大久保直樹(学習院大学)、小島立(九州大学)

議題等内容：2015年4月に最高裁で出されたJASRAC事件判決について報告が行われた。最高裁が提示した判断要素について、従来の判例との関係や各判断要素の実質的な意義など、細かな点の確認から今後の類似事案に与える影響など幅広い点から検討が行われ、また質疑応答が行われた。また報告者は行政法を専門とすることから、知的財産法研究者や独占禁止法研究者との間で問題意識の相違や各法領域から見た問題点など活発に議論が行われた。

<2016年3月25日>

場所：グローバルフロント7階C4会議室

時間：9時～12時

報告者：Jonathan Griffiths（ロンドン大学クインメアリ校）

テーマ：「Recent Developments in United Kingdom Copyright Law（イギリスにおける著作権の制限規定の動向をめぐる動向）」

参加者：今村哲也・金子敏哉・瀧麻衣子（以上明治大学）、亀井正博（日本知的財産協会）、田淵エルガ（横浜国立大学准教授）、安藤和宏（東洋大学）、星川明江（文化庁）

実施内容：2013年以降のイギリスにおける著作権法の改正とその後の運用（権利制限規定の拡充、拡大集中管理、孤児作品の利用）、および、欧州法とイギリス法の関係をめぐる議論動向についての報告がされた。改正をめぐる政治プロセスなども含めて活発な議論が展開された。

<2016年3月30日>

場所：グローバルフロント7階C4会議室

時間：9時～12時

報告者：Jonathan Griffiths（ロンドン大学クインメアリ校）

テーマ：「Copyright in Applied Art & Industrial Designs in the United Kingdom（イギリスにおける応用美術の保護に関する現状と課題）」

参加者：中山信弘・今村哲也・金子敏哉（以上明治大学）、安藤和宏（東洋大学）、奥村弘司（慶應義塾大学）、駒田泰土（上智大学）

実施内容：イギリスにおける応用美術の著作権保護をめぐる議論状況についての報告がされた。英国では、著作物の種類が限定列举とされており「彫刻」「美術工芸品」などの該当性が問題とされていること、その判断基準をめぐる裁判例の動向、また欧州指令との関係による著作権法の改正などについての説明がされ、日本法との対比や具体例の検討を通じて活発な議論が展開された。

* 憲法と知的財産権に関する研究会

(2014年9月より「知的財産権と憲法的価値」研究会へと改組)

<2012年7月15日>

場所：アカデミーコモン7階中山信弘研究室

時間：14時～19時

報告者：木下昌彦（神戸大学）

演題：表現の自由と著作権法

参加者：5名 中山信弘・金子敏哉・瀧麻依子・武生昌士（明治大学）・木下昌彦（神戸大学）

議題等内容：

J.Balkin の” Digital Speech and Democratic Culture: A Theory of Freedom of Expression for Information Society” 及び R.Tushnet の” Copy This Essay, How Fair Use Doctrine Harms Free Speech and How Coping Serves it” という、アメリカにおいて著作権法と表現の自由について議論される折に最も多く引用される 2 つの論文を前提としながら、憲法学者である木下先生から見た著作権法のさまざまな論点について報告を受けた。

昼食後、アカデミーコモン7階中山研究室に場所を移し、引き続き緻密な要件論から大局的な見地に立つ論点まで、議論は5時間を超えて行われた。

<2012年10月3日>

場所：アカデミーコモン8階A7・A8会議室

時間：11時～12時30分

報告者：Diane Zimmerman（ニューヨーク大学）

演題：

参加者：13名 中山信弘・金子敏哉・熊谷健一・甲野正道・澤田悠紀・瀧麻依子・金久美子・武生昌士（明治大学）、安藤和宏（セプティマ・レイ）・Peng Zhe(ワシントン大学先端知的財産研究センター)、本山雅弘（国士舘大学）、城所岩生（国際大学）、留学生一名

議題等内容：

米国ニューヨーク大学ロースクール教授である Diane Leenheer Zimmerman 先生による報告および報告会参加者による質疑応答。米国および日本を含む多くの国々において、著作権法は、著作者に創作へのインセンティブを提供するものであると言われてきた。しかしながら、作品を製作する人々の多くは、著作権法の存在の有無にかかわらず、製作活動をするのではないかと考えられる。例えば、詩人は、著作権法が存在しなければ、詩の売り上げによって収入を得ることができない。では、詩の売り上げによる収入が得られなければ彼らは詩を書かないかといえ、おそらく、そうではない。収入はその他の職業に就くことによってまかない、創作活動はそれとは別に続けるであろうと考えられる。そのことを理論的に検討したのが、Zimmerman 教授の Copyright as Incentives という論考であり、これまでのインセンティブ論に疑問を投げかけるものである。今回の明治大学知的財産法政策研究所における報告会は、Zimmerman 教授がテルアビブ大学法学部において報告したこの論考について学び、日本においても根強いインセンティブ論について再検証する良いきっかけとなった。本研究会後、研究会での議論を踏まえた修正論文を研究推進員の澤田悠

紀が翻訳し雑誌に掲載している (Diane Leenheer ZIMMERMAN (澤田悠紀(訳))「インセンティブとしての著作権—単なる空想の産物か?」知的財産法政策学研究 41 号 (2013 年) 79-124 頁)。

<2012 年 12 月 22 日>

場所：研究棟 4 階第 1 会議室

時間：13 時～15 時

報告者：Neil Netanel (UCLA)

演題：Copyright, Fair Use, and the First Amendment After Golan v. Holder

参加者：25 名 中山信弘・金子敏哉・藤本由香里・夏井高人・澤田悠紀・瀧麻依子・金久美子・武生昌士・赤岩順二・佐々木秀智・Peng Zhe (明治大学)、安藤和宏 (セプティマ・レイ)、本山雅弘 (国士舘大学)、城所岩生 (国際大学)、小島立 (九州大学)、木下昌彦 (神戸大学)、相山敬士、石新智規 (虎ノ門総合法律事務所)、他弁護士 6 名

議題等内容：

今回の研究会は、近年、日本においてもその導入が検討されている、著作権法におけるフェア・ユースがテーマとして取り上げられた。フェア・ユースとは米国において発展してきた法理であり、今回、この分野において著名である米国カリフォルニア大ロサンゼルス校ロースクールよりネタネル教授を報告者に迎え議論できたことは、米国の現状を学び、今後の日本の制度設計を考えるうえでも、非常に有意義であった。報告では *Golan v. Holder* と呼ばれる米国における近年の重要判例を中心に、そこに至るまでの米国におけるフェア・ユースの歴史およびこの判例の分析と今後への影響や示唆などが検討された。報告はすべて英語で行われたが、日本側参加者からも積極的な発言が数多くあり、質疑応答およびディスカッションも含め、ネタネル教授に日本の現状を知っていただくためにもよい機会となった研究会であった。今後、日米間でさらなる議論の発展があるべきことを双方で確認した。

<2014 年 3 月 2 日> 北海道大学知的財産法研究会との共催

場所：明治大学 GF7 階 C4 会議室

時間：13 時 30 分～17 時

報告者：村井麻衣子 (筑波大学図書館情報メディア系講師)、比良友佳理 (北海道大学法学研究科博士後期課程)

演題：デジタル時代における著作権と表現の自由における衝突に関する制度論的研究 (比良)

フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論—日本著作権法の制限規定に対する示唆(村井)

参加者：13 名 金子敏哉、藤本由香里 (明治大学)、田村善之・鄭成昌・陳信至・顧昕・(北海道大学大学院法学研究科教授)、志田陽子 (武蔵野美術大学)、佐藤豊 (北大元 COE 研究員)、石井純一 (ヤフー株式会社)、蔡万里 (早稲田大学大学院)、谷川和幸 (京都大学)、島並良 (神戸大学、スカイプ)、山本真祐子 (北海道大学法科大学院修了生)

議題等内容：

比良友佳理氏からは、著作権と表現の自由との調整について、アイデア・表現の区別や権利制限規定などの著作権法内在的な仕組みによる限界や、立法府・司法府の役割分担等からの報告があり、村井講師からは米国におけるフェア・ユースの基礎理論につき、市場の失敗理論と変容的利用理論の議論の展開と日本法における引用・私的複製の議論等への示唆についての報告がされた。両報告を契機として、著作権に関する違憲判断など裁判所の役割などについて活発な議論が展開された。

* 知的財産と公共政策に関する研究会

<2013年6月6日>

場所：グローバルフロント 7階 C4 会議室

時間：18時～20時

報告者：池上美穂（三枝国際特許事務所）

演題：遺伝資源と知的財産を巡る最近の動向－特許実務の立場から

参加者：19名 高倉成男、中山信弘、金子敏哉、熊谷健一、鈴木利廣、大野幸夫、澤田悠紀（明治大学）、杉光一成（金沢工大）、植村昭三（青山特許事務所）、竹元利泰（第一三共）、野崎恵子（バイオインダストリー協会）、三原健治（経産省）、島並良（神戸大学）、千壽哲郎、浅見節子、泉卓也、杉江渉（特許庁）、池上美穂（三枝国際特許事務所）、澤井敬史（知的財産戦略研究所）

議題等内容：

三枝国際特許事務所の池上美穂氏をお招きし、「遺伝資源と知的財産を巡る最近の動向－特許実務の立場から」というテーマでお話いただいた。

資源提供国の遺伝資源や伝統的知識を利用して資源利用国の関係者が取得した知的財産権への攻撃等 CBD-ABS と知的財産権との関係で問題となっている点をはじめ、日本の今後のポジションと知的財産権の保護への影響について詳細に説明された。

<2013年7月30日>

場所：グローバルフロント 7階 C4 会議室

時間：18時～20時

報告者：井関涼子（同志社大学）

演題：単離遺伝子の特許保護対象性を否定した米国 Myriad 事件最高裁判決 一天然物と人工物の線引きはどこかー

参加者：17名 高倉成男、金子敏哉、熊谷健一、大野幸夫、澤田悠紀（明治大学）、棚橋祐治・加藤浩一郎・杉光一成（金沢工大）、植村昭三（青山特許事務所）、井出李咲（青山学院大学）、野崎恵子（バイオインダストリー協会）、三原健治（経産省）、千壽哲郎、浅見節子（特許庁）、夏目健一郎（WIPO 日本事務所）、山神清和（首都大学東京）、井関涼子（同志社大学）、

議題等内容：

単離遺伝子の特許保護対象性について、2012年1月に本研究会にて同様のテーマで報告を行った同志社大学法学部の井関涼子教授が、米国ミリアド事件最高裁判決を中心として報告を行った。

はじめに、ミリアド事件の下級審判決の確認をしたうえで、さきの最高裁判決が新たに提示した「天然物と人工物」という概念の分析を中心として考察を行った。特に米国におけるプロメテウス事件最高裁判決との整合性が問題となり、単離遺伝子に関する特許の複雑性が露わにされた。はたして DNA は天然物、cDNA は人工物、という定義が妥当であるか等、専門的な考察がなされた。

次に、日本において単離遺伝子特許がどのように扱われているか、その現状を概観しながら、米国ミリアド事件最高裁判決が日本に今後及ぼす影響等について検討がなされた。特に、特許庁における審査基準を中心としての議論が行われた。

さらに、欧州特許条約の規定、およびフランスの生命倫理法などとの関係から、法と倫理の関係についても問題提起があった。質疑応答は、化学分野の専門家も交え、DNA と cDNA の化学的相違など、単離遺伝子を理解するにあたり必要な情報の共有など、きわめて有意義な議論がなされた。

<2014年3月27日>

場所：グローバルフロント 7階 C4 会議室

時間：18時～20時

報告者：西村もも子（東京大学大学院 総合文化研究科 学術研究員）

演題：国際投資協定に基づく知的財産権紛争とその政治的背景

参加者：22名 高倉成男・中山信弘・熊谷健一・大野幸夫・金子敏哉・今村哲也・(以上明大)、杉光一成・加藤浩一郎（金沢工大）、潮海久雄（筑波大学）、植村昭三（青山特許事務所）、井出李咲（青山学院大学）、久慈直登・赤井宣子（日本知的財産協会）三原健治（経産省）、浅見節子・木村一弘（特許庁）、角田智香子・葦原エミ（YKI国際特許事務所）、加藤暁子（日本大学）、伊藤一頼（静岡県立大学）、林いづみ（永代総合法律事務所）、平山陽子（明大法科大学院卒）

議題等内容：

東京大学研究員の西村もも子氏より、「国際投資協定に基づく知的財産権紛争とその政治的背景」というテーマで報告をいただき、その後参加者との討論を行った。西村氏は、まず、二国間の投資協定における投資家対国家の間の紛争の仲裁手続に基づく仲裁付託数が近年増加していることを指摘し、その背景として、①二国間協定そのものが増加していること、②公衆衛生等の公益上の理由によって外国の投資家の利益が損なわれることが増加していること、③仲裁は簡便で合理的な解決をもたらすとの認識が広まっていることなどがあるとし、その上で知的財産に関し、(i)2011年の豪州・香港二国間協定に基づくフィリップモリス対豪州政府事件（タバコプレーンパッケージ規制法）、(ii)2012年のイーライリリー対カナダ政府事件（特許無効の取消訴訟）の2つについて紹介し、共通点として、第1に、訴えられているのは先進国政府であること、第2に、問題の対象は国内制度それ自体の違法性であること、第3に、TPPなどの広域FTA交渉の活発化が関心拡大を促進していることを指摘した。また西村氏は、投資仲裁について、米国政府は消極的（訴えられることに懸念）であるのに米国企業は積極的（損害賠償のための有効な手段として評価）というねじがあることを指摘した。

研究会参加者からは「TPPに投資仲裁が導入されると日本が特許関係で訴えられる可能性があるのか」等の質問があったほか、「各国が公衆衛生の保全等のために国内法を制定する自由は認められているので、(i)(ii)のケースも含めて、政府が違法性を理由に敗訴する可能性は低く、したがって日本としてもTPPの仲裁条項にそれほど懸念する必要はないのではないか」との指摘があった。

最後にまとめとして、今後は、各国が、それぞれの投資協定において、企業の投資財産と公共の利益をどう均衡させるかが重要になってくる、との総括が行われた。

<2014年5月27日>

場所：グローバルフロント7階C4会議室

時間：18時～20時

報告者：大西愛（金沢工業大学大学院・修士課程）

演題：標準規格と著作権 諸外国の動向と日本法への示唆

参加者：16名 中山信弘・熊谷健一・大野幸夫・金子敏哉・今村哲也・(以上明治大学)、杉光一成（金沢工大）、潮海久雄（筑波大学）、植村昭三（青山特許事務所）、山神清和（首都大学東京）、角田智香子（YKI国際特許事務所）、杉浦淳（特許庁）、伊藤一頼（静岡県立大学）、三井睦貴・平山陽子（明治大学法科大学院卒）、大西愛・市村直也（金沢工大）

議題等内容：

大西愛氏により、法令に引用・参照された標準規格の著作権法上の取扱いについて、日本における取扱いの現状、米国・ドイツ・オランダにおける動向をふまえ、解釈論・立法論上の取扱いのあるべき姿についての報告がされた。従来日本の著作権法学においてはほとんど議論されてこなかった論点であり、憲法上の財産権保障との関係、著作権法 13 条の解釈、アイデアと表現の区別などを巡り、活発な議論がなされた。

<2014 年 6 月 4 日>

場所：グローバルフロント 7 階 C4 会議室

時間：18 時～20 時

報告者：牧野友彦（東京大学大学院医学系研究科）

演題：病原体の所有権：安全保障と公平性の衝突 国際的な病原体サーベイランスにおける公平な利益配分の必要性

参加者：17 名 熊谷健一・大野幸夫・金子敏哉・湊麻依子(以上明治大学)、棚橋祐治（金沢工大）、植村昭三（青山特許事務所）、山神清和（首都大学東京）、炭田精造・野崎恵子（バイオインダストリー協会）、杉江渉（INPIT）、長谷川遼（立教大学）、浅見節子・杉浦淳（特許庁）、加藤暁子(日本大学)、平山陽子(明大法科大学院卒)、牧野友彦（国立感染症研究所）、片桐友二（イルミナ株式会社）

議題等内容：

報告の冒頭では、地下鉄サリン事件やアメリカ炭疽菌事件等の事例に基づき、政府機関や市民の安全が突然・容易に危険にさらされる可能性を指摘し、危機管理・安全管理という点からの情報共有の必要性が提示された。それに続く報告では、インフルエンザをはじめとする重篤な感染症についての国家間の情報共有の枠組み紹介した上で、関係する国際機関や規則改正の経緯、ワクチン開発等のための情報共有の必要性、一方で、先進国と発展途上国の間での利害の対立等について、医師・厚生官僚として様々な国際交渉の場にも立ち会った報告者の経験に基づき、豊富な実例に基づいて問題点が報告された（たとえば、病原体の所有権についてインドネシアが行った国際的な主張等は示唆に富む事案である）。さらには、情報の共有は、同時に、報告の冒頭にも示した安全保障との間に深刻な衝突を生む可能性を示し、有益であると同時に悪用もされうるという 2 つの矛盾する効果(dual use)を持つ研究に対する取り扱いについて、NIH の対応等の紹介が行われた。

<2015 年 6 月 30 日>

場所：グローバルフロント 7 階 C4 会議室

時間：18 時～20 時

報告者：天野斉（日本医療研究開発機構）

演題：日本医療研究開発機構（AMED）の知的財産戦略

参加者：13 名 中山信弘・高倉成男・熊谷健一・鈴木利廣・今村哲也・金子敏哉・(以上明治大学)、杉光一成(金沢工大)、植村昭三（青山特許事務所）、井出李咲(青山学院大学)、野崎恵子(バイオインダストリー協会)、林いづみ（桜坂法律事務所）、天野斉（日本医療研究開発機構）、牧山秀登（隼総合法律事務所）

議題等内容：

我が国におけるライフサイエンス分野の研究開発の拠点・司令塔として「国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)」が本年 4 月 1 日に発足した。今回の研究会では、AMED の知的財産部長の天野齊氏を招聘し、「AMED の知的財産戦略」について報告をいただいた。

天野氏の報告は、おおむね以下のとおりである。(1) 医学研究の分野では我が国の貢献は大きく、医学論文の被引用回数の指標では、米国には水をあけられているものの、欧州諸国とは肩を並べている状況にある。しかし、医療産業の分野では、欧米に比べると大きく差を付けられている。その理由として、①研究成果の展開のマネジメントが劣っている、②臨床研究体制が不十分、③ベンチャー企業が不足、④国の縦割り行政などが指摘されている。(2) AMED の役割は、これらの問題点を克服し、医療産業を発展させるとともに、国民に対する医療サービスの高度化を実現することにある。そのために、総理大臣を本部長とする「健康・医療戦略推進本部」を立ち上げ、「開発推進計画」を策定し、その実行のために「AMED」を組織した次第である。(3) AMED は研究開発の「ワンストップサービス」と「基礎から開発までの一貫した研究管理」を重点策としている。知的財産に関しては、AMED は、①研究開発情報の収集と発信 (R&D の効率化・戦略化)、②研究から応用までの切れ目のない知財支援、③インフラ整備と意識啓発を中心に進めて行く。

その後の質疑応答の中で、(i)米国の NIH のように、なぜ AMED はみずから研究を行わないのか (←「既存の研究組織を尊重、AMED は司令塔」との回答)、(ii)既存の国立研究機関にも知財管理部門があるところ、AMED の知財部門はいかなる役割を果たすのか (←「地方の大学等、十分な管理組織を持たない部門へのサービスと、横断的サービスを実行」との回答)、(iii)大学における産学連携・知財活動は依然として不十分であって、AMED ができたとしても研究成果の活用は進まないのではないかと (←「知財人材・ベンチャー人材の育成、意識改革への尽力」との回答) 等の問題点について討論を行った。

6. シンポジウム・研究会の共催

本プロジェクトの一環として、下記のシンポジウム・研究会を共催又は後援した。この他、北海道大学情報法研究会との共催による研究会については、知的財産法政策学研究会の各号にその概要を記載している。

① * (社) 韓中知的財産権学会国際セミナー「日中韓における知的財産法制の展開動向と著作権問題の点検」(2011 年 11 月 25・26 日・韓国)の後援

大韓民国文化体育観光部・韓国著作権委員会主催の国際セミナーに、後援の一つとして、北海道大学情報政策学研究会と共に参加した。本事業の構成メンバーからは、田村善之が「知財立国の動向とその将来像」、金子敏哉が「知的財産権の準共有—特許権を中心に—」、小島立が「著作権の保護期間—文化政策の観点から—」についてそれぞれ報告をした。

② シンポジウム「著作権法の将来像と政策形成」(2012 年 3 月 3 日、北海道大学)の共催

北海道大学で開催されたシンポジウム「著作権法の将来像と政策形成」(詳細については http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/workshops/lplaw_2011.html を参照)を、本事業の一環として共催した。明治大学からは、金子敏哉が研究会での議論に参加し、「著作権を巡る法解釈の誤りと不法行為責任」について報告をした。

③ 国際シンポジウム「特許を巡る欧州と日本の最新事情」(2012年10月5日、明治大学)の共催

日本弁護士連合会、日本弁理士会、弁護士知財ネット、A I P P I ・ J A P A Nとの共催により、国際シンポジウム「特許を巡る欧州と日本の最新事情」を開催した。

詳細については、<http://www.jpaa.or.jp/topics/2012/pdf/InternationalSymposium.pdf> を参照。

④ *デザイン法研究会の共催、メンバーとしての参加

本事業の一環として東京大学政策ビジョン研究センター知的財産権とイノベーション研究ユニット内に設置されたデザイン法研究会（詳細については、http://pari.u-tokyo.ac.jp/unit/tizai_mtg3.html を参照）を2012年度から共催し、議論を継続している。本プロジェクトからは、デザイン法研究会の構成員として中山信弘・久慈直登・金子敏哉が参加するとともに、田村善之が3月の研究会において「立体商標登録の要件論」について報告している。同研究会は、デザインを巡る各種法制度の交錯領域(意匠法・商標法・著作権法・不正競争防止法)についての検討を進めるものであり、その検討成果は2014年にNBL 1020号の特集として掲載された。現在はファッションと法についての検討を継続して行っている。

⑤ 知的財産研究所の「日中研究事業」への協力

一般財団法人知的財産研究所は、平成26年度、27年度において、特許庁の支援のもと、知的財産分野における日本と中国の大学研究者の間の包括的協力推進事業を展開している。明治大学知的財産法政策研究所は、この事業を後援し、中山信弘が日本側の研究者代表を努め、高倉成男は日本側研究者の一員としてこの事業に参加している。高倉は平成26年度は「知的財産推進計画の成果と課題」(平成26年11月)、「日本におけるイノベーションモデルの変遷と知的財産戦略の発展」(平成27年5月)について報告し、平成27年度は、本研究プロジェクトの成果をベースにして「日本における最近の知的財産法改正の背景と今後の課題」(平成27年8月)について報告を行った。

⑥ 日本知財学会における「デザイン」に関する分科会の開催への協力

平成27年12月に開催される一般社団法人日本知財学会総会(学術研究発表会)において、デザインに関する分科会が開催される。企業の知財戦略の重点はこれまで特許・営業秘密にあったが、最近はアップル・サムスン訴訟を1つの契機にして、デザイン・ブランドの重要性が高まっている。またデザインの著作権保護と意匠保護の区別(役割分担)についても、従来判例を覆す判決も登場している。これらの状況を背景に、上記総会では、デザイン戦略に関する分科会を開催することとなった次第である。高倉成男は、本研究プロジェクトの研究成果を踏まえ、この分科会を企画し、当日の会合のモデレータを努めた。